

統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会（第1回）議事録

- 1 日時 平成 18 年 3 月 13 日（月）14 時 30 分から 16 時 50 分
- 2 場所 虎ノ門パストラル 新館 3 階 すずらんの間
- 3 出席者
構成員：竹内啓座長、大橋豊彦委員、土屋隆裕委員、新村保子委員、舟岡史雄委員
内閣府：櫻井和人参事官
総務省：衛藤英達統計局長、江端康二統計調査部長、田口和也総務課長、飯島信也調査企画課長、千野雅人経済統計課長
- 4 議題
 - (1) 会議の進め方について
 - (2) 統計調査の民間開放・市場化テストに関する経緯等
 - (3) 研究会における検討事項及びスケジュールについて
 - (4) 科学技術研究調査及び個人企業経済調査の概要
 - (5) 個人企業に関する経済調査（試験調査）について
 - (6) その他
- 5 配布資料
 - (1) 「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」の開催について（案）
 - (2) 統計調査の民間開放・市場化テストに関する経緯等
 - (3) 研究会における検討事項及びスケジュール（案）
 - (4) 科学技術研究調査及び個人企業経済調査の概要
 - (5) 個人企業に関する経済調査（試験調査）について
 - (6) 公共サービス改革法案について（内閣府資料）

参考

 - (1) 指定統計一覧

- (2) 規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(抄)
- (3) 統計調査の民間委託に係るガイドライン
- (4) 政府統計の構造改革に向けて(抄)
- (5) 規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申(抄)

6 議事の概要

(開会、委員及び総務省側出席者の紹介)

飯島課長 では、まずは研究会の開催に当たりまして、統計局長からごあいさつ申し上げます。

衛藤局長 統計局長の衛藤でございます。委員の皆様方にはこの研究会の発足に当たりまして委員をお引き受けいただき、また本日も多用中にも関わらずご出席いただき、心より厚く御礼申し上げます。

現在政府は簡素で効率的な政府の実現を目指しまして構造改革を押し進めているところでございます。その1つとして、いわゆる公共サービス改革法案が本国会に提出されましてそろそろ審議が始められるというような状況でございます。

指定統計調査につきましても、その企画を除く実施等に係る業務につきまして、この法案に基づきまして、官民競争入札や民間競争入札、いわゆる市場化テストの対象とすることを検討することとされております。具体的には、昨年12月に決定されました規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申を踏まえまして、試験調査等により、民間開放に関する問題点及びその対応策等を具体的に検討するとともに、所管の指定統計調査について市場化テスト・民間開放に向けての計画を策定するなど、かなり幅広い検討を行う必要がございます。このため、専門家の皆様方にご知見、それからご意見を賜るということでこの研究会を開催させていただくといたしました。

今日統計実査の現場では昨年の国勢調査に見られましたように、オートロックマンションの普及とか個人情報保護の意識の高まり等ございましてかなり調査困難な状況が輻輳しているということでございます。私ども統計に携わる者としましては調査対象の世帯や企業の方々、それから統計作成者、統計利用者、この3者の相互間の信頼関係が最も重要だと考えております。

この研究会がこうした現場の状況を十分に踏まえつつ、報告者の秘密の保護や統計の正確性・信頼性の確保に留意し、また結果利用の観点も視野に入れ、望ましい市場化テストに向けて検討を進めていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

この研究会が統計調査の市場化テスト・民間開放の礎となりますことを期待しまして私のあいさついたします。

どうぞよろしく願いいたします。

飯島課長 それでは、恐縮ですが、報道の方はこれで退出していただければと思います。

この研究会には座長を置きまして、座長は構成員の皆様の互選ということにさせていただいております。どなたか座長のご推薦がありましたらお願いいたします。

舟岡委員 我が国を代表する統計学者で統計調査の実際にも精通しておられる竹内先生が座長として適任だと判断しますので、竹内先生を座長に推薦いたします。

飯島課長 今、舟岡先生の方から竹内先生を座長にというご発言ありましたが、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

飯島課長 それでは、竹内先生に座長をお願いしたいと思います。これから後の進行は竹内座長をお願いしたいと思います。恐縮ですが、席を移っていただければと思います。

竹内座長 それでは、そういうことで座長を引き受けさせていただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきますが、本日の議題は、第1が会議の進め方ということでございますが、それにつきまして資料1に基づいて事務局からご説明いただきます。

飯島課長 それでは、お手元の資料1に基づきまして説明させていただきます。

この資料にこの研究会の目的、検討内容、運営方法をまとめてございますのでご確認いただければと思います。

まず、目的ですけれども、昨年12月21日に規制改革・民間開放推進会議の第2次答申が発表されております。ここにおいて統計調査について記述がされております。具体的にどのような記述がされているかということですが、資料の2をご覧くださいと思います。

資料2の1ページの下の方の3分の1のところには要約がしてございますけれども、1つは、平成18年度において「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」について試験調査等を実施して、その結果を踏まえて、遅くとも平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施すること。それから、2つ目が、総務省所管の2つの今の指定統計以外のすべての指定統計調査について、平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施するため、遅くとも18年度前半までにそのための計画を策定するといったことが書かれているわけでございます。

この2つの記述に沿う形でこの研究会では統計調査関連業務の市場化テスト・民間開放に関

する幅広い検討を行うことを目的としております。

検討内容の方は、(1)、(2)と2つございます。(1)が、平成18年に実施する試験調査等についてということで、「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」の試験調査等に付きまして実施前の検討と、それから実施後の結果検証、評価を行うこと。それから、(2)として、統計調査の市場化テスト・民間開放についてということで、「科学技術研究調査」、「個人企業経済調査」の民間開放に向けた課題対策を検討するとともに、幅広く指定統計調査の市場化テスト・民間開放に向けた計画を策定するという、この2つの課題を検討していただくことになります。

4の運営の方法ですけれども、既に(1)は終わっておりますが、(2)からさらに幾つか書いてございます。座長は必要があると認めるときは、関係者に研究会への出席を求め、意見を聞くことができます。研究会の運営その他研究会に関し必要な事項は、座長が定める。(4)として、研究会は公開しないが、配付資料は研究会終了後公表する。また、研究会における議論の概要については、事務局が取りまとめた上で速やかにホームページ上で公開するとともに、議事録については、構成員の了解を得た上でホームページ上で公開すると、このような形で運営方法を考えております。

この研究会は18年度いっぱい、19年3月ごろまで開催を予定しているところでございます。

以上です。

竹内座長 どうもありがとうございました。

何かご意見ありますか。

何もご意見がなければ、このようにやらせていただきたいと思います。

では、議題2が市場化テストの意義というようなことですが、市場化テストの意義については、内閣府の市場化テスト推進室の櫻井参事官にお出でいただいて、内閣府の方からもご説明をいただくことになっております。議題の第3は研究会における検討スケジュール等でありまして。それから、議題の第4が科学技術研究調査及び個人企業経済調査です。第5は試験調査です。

飯島課長 それでは、資料の説明に入らせていただきます。

まず、資料2ですけれども、統計の民間開放・市場化テストに関する経緯等ということで書いてございます。政府全体の民間開放・市場化テストの動き、それから公共サービス改革法案、これにつきましては恐らく後ほど内閣府参事官からお話があると思いますので、資料2の方は統計調査に係る部分について簡単にまとめてございます。

まず、平成 16 年 12 月 24 日に出されました規制改革・民間開放推進会議の「第 1 次答申」、この中で指定統計の民間開放を推進すべしということが記述されております。ここでは簡単にこのような形で書いてございますが、具体的に民間開放の対象とされております業務は、統計調査の企画を除いた実地調査や集計といった業務でございまして、統計の質の維持・向上を図りつつ原則として民間開放すべきであるといったような表現になっております。また、合わせてこのペーパーにも書いてございますが、企業を対象とする小規模な統計の民間開放に際しての問題点、対応策を実証的に検証するための試験調査等の実施ということが記述されております。

翌年、17 年 3 月 25 日に「規制改革・民間開放推進 3 カ年計画」の改定の閣議決定がございました。ここに統計関係で書かれている内容は「第 1 次答申」に記述されているものとほぼ同じ内容のものでございます。企業を対象とする小規模な統計の包括的な民間委託に關しての弊害あるいは予防手段、こういったものを検討するための試験調査等の措置を速やかに実施するということが書かれております。

また、一方で 3 月 31 日に「統計調査の民間委託に係るガイドライン」、これは総務省の当時は統計局統計基準部ですが、そこが各府省統計主管課長会議の申し合わせという形で各省の意見を踏まえて取りまとめ、公表してございます。ここには表題しか書いてございませんが、具体的な内容につきましては、お手元の参考としてとじてあります資料の中の参考 3 というところにあります。民間委託の推進対象業務の範囲について具体的に示しております。また、実際に民間委託する際に報告者の信頼確保等の観点からこういった措置を構すべきかということにつきまして詳しくガイドラインとしてまとめております。

それから、昨年 6 月 10 日には内閣府の経済社会統計整備推進委員会、いわゆる吉川委員会の報告が出されておまして、この中で統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密保護を前提に、遅くとも平成 18 年度に試験調査を行い、実証的な検証を行うということが書かれており、世帯対象の調査では実施主体に対する信頼感など心理的な側面が精度にも影響していくということで、当面は企業対象の小規模な調査から検討するということが書かれております。

昨年の 12 月 21 日に、先ほどちょっとご紹介いたしましたが、規制改革・民間開放推進会議の「第 2 次答申」が取りまとめられまして、より具体的なスケジュール含めて、先ほどご覧いただいたような内容の記述がされております。

また、今年の 2 月 10 日には公共サービス改革法案、これが閣議決定されまして国会に提出されているという状況でございます。

それで、資料2の次の2ページをご覧いただきたいのですが、これは公共サービス改革法案と指定統計調査との関係についてまとめたものでございます。指定統計調査の事務の官民競争入札等の実施方法ということですが、公共サービス改革法案では、国の事務は国が、地方公共団体の事務は地方公共団体がそれぞれ官民競争入札あるいは民間同士の競争入札を行うこととなっておりますが、指定統計調査の場合、実施の事務を地方自治体に法定受託事務として下ろしているものが多いわけで、そういう状況の中で留意点としてその四角囲みに書いてございます。国の直轄調査の場合ですと、この改革法に基づきまして、国自身で官民競争あるいは民間競争を行うわけですが、地方公共団体が法定受託事務で実査事務等を行っている場合は2つのやり方が考えられます。

1つは、地方公共団体の個別の判断でその法定受託事務についてそれぞれ官民競争入札あるいは民間競争入札を行うこと。ただ、この場合、結果についての全国統一性を確保するという観点からの検討が必要になろうかと思えます。2つ目は、地方公共団体に下ろしている法定受託事務を国の事務に位置づけ直しまして、その上で国が民間競争入札を実施すること。この場合、民間事業者で実施できる業者がいなくなった場合に再び地方の法定受託事務に戻すことが難しいということが課題になろうかと思えます。ですから、受け皿となる民間事業者が確実に存在するということをどうやって確認するかというのが留意点になろうかと思えます。

こういう2つの方法がございますけれども、18年度の試験調査等で2の留意点に書いてございますようなそれぞれ課題を実地に検証していくことが必要であろうと考えております。

私の方から、資料2の説明は以上で終わらせていただきます。

竹内座長 次に、櫻井参事官から市場化テストの意義に関しましてご説明をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

櫻井参事官 ご紹介いただきました内閣府の市場化テスト推進室参事官の櫻井でございます。座ってご説明させていただきます。よろしく申し上げます。

本日はこの研究会にお呼びいただきましてどうもありがとうございます。限られた時間でどこまで御説明できるかわかりませんが、今座長の方からお話ございました公共サービス改革、市場化テストの意義について、お手元の資料6を使いまして説明をさせていただければと存じます。資料6本体と、それから参考資料が幾つか入っているかと思えますが、主にこの資料6本体を中心にご説明をさせていただければと思っております。

最初に、市場化テストという言葉でございますけれども、これはもともとはイギリスのマーケットテストという言葉からきておりますけれども、その意味するところは日本語でい

えば官民競争入札ということになると思います。4ページをお開きいただきますと、「市場化テストとは」という紙がつけてございますけれども、市場化テストのそもそもの意味といたしますのは、一番上に4つ黒がありますが、特に3つ目のところがございますように、ツールとして申し上げれば、「官」と「民」、これが対等な立場で競争入札に参加をする。それによって価格及び質の両面で競争していただきまして、その結果、官であれ民であれ優れた方に、そのサービスの提供を担っていただく。そういうスキームのことを市場化テストあるいは官民競争入札というふうに呼んでおります。

これにつきましては、4ページがございますように、諸外国では既にいろいろなところで取組がされております。我が国に関して申し上げますと、5ページ以降、説明は省略させていただきますけれども、政府部内におきましてこの二、三年議論がされてまいりまして、その議論の結果を踏まえまして、本年2月10日に法案を策定いたしまして、国会に提出したところでございます。

そういうわけでございますので、今日これからその法案に基づきまして、公共サービス改革法ないし市場化テストの意味ということをご説明させていただければと思っております。

最初に戻っていただきますと、最初の3ページほどがこの法案の概要をまとめさせていただいた紙でございます。市場化テストと申し上げておりますけれども、法律の名前そのものは、一番初めにございますように、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案」、略称「公共サービス改革法案」などと呼んでおりますけれども、こうした名前の法律が2月10日に国会に出ております。私どもとしては、今国会でなるべく早く早期に可決成立させていただいた上で、可及的速やかにこの法案の施行に向けて努力してまいりたいと考えております。

法案の中身でございますけれども、これはいわゆる官民競争入札や民間競争入札、そうした競争入札等の手法を導入することによって公共サービスの改革を図ることになっております。一番上の四角の中に「小さく効率的な政府」を実現する観点から、「民間にできることは民間に」という構造改革を具体化すること。それから官民競争入札・民間競争入札を活用することによって公共サービスの改革を推進すること、こういったことが書いてございますが、大きくいえば、これがこの法律の趣旨・目的でございます。

若干法案に則して申し上げますと、その「法案の概要」の「法の趣旨」のところに書いてございます。今申し上げたところとおおむね変わりませんが、法律の中には競争の導入による公共サービスの改革という言葉が定義されておまして、その定義は大まかにいえばその括弧の中がございますように、「公共サービスについて、その実施を民間が担うことができ

るものは民間に委ねるとの観点から、これを見直し、適切な場合に官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革」、これを進めるというのがこの法律の趣旨でございます。

官民競争入札なり民間競争入札は、そのための一種の手段として位置づけられておりまして、最終的な目的は公共サービスの改革、具体的には公共サービスの質の維持向上を図ることと、それからコストの削減を図ること、その両立を図っていくことがこれの目的でございます、そのための手段として官民競争入札等が位置づけられている、ということになっております。

以下、基本理念、責務等ございますが、省略をさせていただきます、2ページをおめくりいただきますと、「実施のプロセス」という項目がございます。今申し上げましたような公共サービスの改革を進めるという観点から、この法律では官民競争入札等に関して手続を定めております。この手続、大きく分けると2つに分かるとご理解いただければと思います。第1は、官民競争入札等の対象になる事業の選定をするプロセス、それから第2は、その選定された事業については官民競争入札等を実施するプロセス、大きく分ければその2つのプロセスがこの法律に書かれている、とご理解いただければと思います。

最初の官民競争入札等の対象事業を選定するプロセスがこの2ページの「実施のプロセス」の初めの箱2つでございます。特に2つ目の箱に「内閣」とございますけれども、ここでは公共サービス改革基本方針というのを閣議決定をするということになっております。2つ目の箱の中に矢印が2つございますけれども、1つ目の矢印にございますように、「公共サービス改革基本方針」では官民競争入札、民間競争入札の対象業務の選定を行うということになっております。

官民競争入札は、先ほど申し上げましたように、官と民が対等の資格で競争をするということですが、この法律では、もう官が入るまでもなく、もともと民間の間で競争して決めればよいという事業もあろうかと思われまますので、民間競争入札についてもこの射程の中に入れております。したがって、この公共サービス改革基本方針では、何を官民競争入札やあるいは民間競争入札の対象にするのかを決めることとなります。さらには廃止の対象とする業務の選定というのも入っているかと思えますけれども、これは、公共サービスについて競争入札にかけるとどうか等の議論をする中で、そもそもこの業務はもう国の業務としてやる必要もないのではないか、ということが議論の結果出てくることも想定されますので、そうした場合には廃止ということもこの公共サービス改革基本方針の中で決定することができるようにされている、という趣旨でございます。

公共サービスという言葉が漠然と使っておりますけれども、これはざっくりいえば、国あるいは国の1つの組織でありますところの独立行政法人あるいは特殊法人の業務、それから後で申し上げますけれども、地方自治体の業務、こうしたものをここでは公共サービスという言葉で定義をしております、その中から官民競争入札等の対象を選ぶことになっております。

したがって、公共サービス、国の業務、自治体の業務であれば多かれ少なかれ大半の業務がこの議論の対象にはなりますけれども、最終的にそういう議論の中で何を対象にするのかというのは最終的にこの公共サービス改革基本方針の中で閣議として決めていく、政府全体として意思決定をしていただくということになっております。

その前提として、左側に「民間事業者・地方公共団体」というのがありますけれども、民間にできることは民間にということの具体化であるというふうに先ほど申し上げましたけれども、その一環として民間の方々、あるいは特に自治体の事務については地方自治体の方々から、具体的にこういう事業は官民競争入札の対象にしたらいいんじゃないかと、民間競争入札対象にしたらいいのではないかと、こういったご意見を賜りまして、そういったご意見を踏まえながら、具体的な手続としては、私ども内閣府が関係省庁と協議をさせていただきながらこの改革基本方針の案をつくらせていただく、最終的にそれを閣議決定で政府として決定をするということが想定されております。

その際に、「内閣」のところの がございますけれども、1つ目の に「官民競争入札等監理委員会」というのが書いてございますが、これは内閣府の方に設置を予定しております一種の審議会でございますが、これにつきましては事業の選定が公正、透明、中立に行われたかどうかということを確認をさせていただくということで、この監理委員会で議論をしていただいた上で閣議で決定を行うと、こういう手続を想定しております。

以上が、まず事業をどう選ぶかというプロセスでございます。次に、選ばれた後は、今度は、その選ばれた事業を実施するということが必要になってまいります。廃止の対象になったようなものについては、廃止するということが直接手続が必要でないかもしれませんが、官民競争入札あるいは民間競争入札の対象として選ばれたものにつきましては、その後の手続がこの法律に規定されております。

それがこの「各省」以下のところでございます。端的に申し上げれば、まず各省の方で実施要項を作成するということになっております。この実施要項の中では具体的な提供されるべき公共サービス、官民競争入札や民間競争入札の対象にかけられる公共サービスの内容を具体的に記述することを想定しております。契約期間、サービスの内容等を詳細にお書きいただくと

うことになっております。

特にこの法律の目的が、冒頭申し上げましたように、必ずしも価格の削減だけではございませんで、質の維持・向上というのが非常に大きな目的になっておりますので、この実施要項におきましても、事業実施の際にどういう質が必要なのか、どういう質が求められるのかということになるべく明確にここの中で定義することによって、サービスの質を維持・向上させることに役に立てようという思いがございまして、それを実施要項という形で関係省で作成することを想定しております。

ただ、これにつきましても がございますが、官民競争入札等監理委員会によるチェックでございすけれども、監理委員会でその実施要項が適正であるのかということを経済の目でご審議をいただくということを法律上求めておりまして、各省で案を作成いたしましたら、それをこの委員会の方で諮り、その議論を経た上で最終的に要項を確定するということが想定されております。

一旦実施要項ができますと、今度は要項に基づいて入札がされるわけですが、2つ目の箱にございますように、「質・価格で最も優れたものを公共サービスの担い手として選定」することになっております。ここで、価格のみならず質も書いております。一般的な入札の原則は価格だけということになりますけれども、この法律に基づき行う場合には総合評価一般競争入札と書いておりますけれども、価格と質、両面を評価の対象とするというのを原則にするということになっておりまして、したがって、質についても一定の評価を加えた上で入札結果を出し、それに基づいて最も優れていると評価されたものがその事業を担うということになります。

官民競争入札で申し上げれば、官が落札する場合と民が落札する場合に分かれるわけですが、官が落札した場合につきましては右側にございますけれども、官が引き続き公共サービスを実施することになりますが、ただこの場合には、官も札入れをしているわけがございまして、こういう業務について幾らぐらいの価格でどういうサービスを提供するかということ、いわば企画書のような形でコミットしておりますので、官が落札した場合につきましても、その官は入札したときの条件に従ってしっかりと業務をやっていただくということになります。

「効率化努力の上で」と書かせていただいたのはそういうことございまして、官民競争入札の中で官がその仕事をとるためにそれなりの知恵と工夫をめぐらせていただいて、その知恵と工夫の結果を実際に出してもらおうということがこのプロセスで求められていることとなります。

それから、民が落札した場合には左にまいりますけれども、民間が落札した場合には、一般の入札とある意味では同じでございますので、当該民の事業者の方と国との間で契約を結んで事業実施していただくこととなりますけれども、その際、2点ほど一般の入札とは違うところがございます。

1つ目は、適正な公共サービス実施を確保するための措置です。繰り返しになりますが、この公共サービス改革法というのは質の維持を価格の削減と並んで、あるいはそれ以上に重要だと思っておりますので、民間に出したら「安かろう悪かろう」になってしまうということは厳に避けたいと思っております。したがって、法律の中にも民間の事業者の方にやっていただく場合にはその適正な実施ができるような担保措置というのを幾つか書かせていただいております。具体的にいえば、そこがございますように、守秘義務をかけますとか、あるいはいわゆるみなし公務員規定をその当該事業者あるいは事業者の従業員の方にかけるということになっております。それから監督規定につきましても通常の入札手続に比しますとかなり厳正な、具体的には報告徴収を法律に基づいて求められる、あるいは立ち入り検査ができる。それから、必要な場合には一定の措置をとるべき旨の命令を出せるといったような規定が条文上置かれております。こうしたことを通じ、しっかりサービスを提供していただくということが想定されております。

2つ目は、法令の特例です。これは5の法令の特例をご覧いただければと思いますが、これも若干普通の入札とは違うところでございます。官民競争入札の対象となる公共サービスと一言で申し上げましたが、現行法令のもとでは民間が実施できないような場合がございます。そうした場合については、民間の方が実施できないわけですから、官民競争入札といっても民間事業者は入札に参加できませんので、そうした場合についてはこの法律の中で特例を設けて民間の方でも参入できるような道を開くということにいたしております。それを「法令の特例」と呼んでおります。具体的には、その対象事業が決まるごとに法令の特例が必要かどうかを検証して、必要であれば法令の特例を入れていくという形になります。

とりあえず「第一弾の特例」と書かせていただいておりますのは、昨年の末に規制改革・民間開放推進会議の答申をまとめるプロセスで各省と議論する中で、これらについては法律ができたあかつきには速やかに実施をしようということで各省と合意し、初めの段階から法令の特例を書かせていただいているものでございます。具体的には、例えばハローワーク関連で人材銀行というのがございますが、これはいわゆるホワイトカラーとか技術者の方を中心に職業紹介をする機関ですけれども、民間の方にこの事業を担っていただくのに必要な職業安定法の特例

がこの公共サービス改革法の中に設けられております。

それから、1つ飛ばしまして、最後に、地方公共団体の窓口業務とございますが、これは後で申し上げます自治体関係です。自治体については、現在は例えば住民票の写しを交付する、あるいは住民票の写しの申請を受け取る、これも公務員でなければならないというのが住民基本台帳法の解釈等が出てきているところがございます。それに対して一定の要件のもとで、というのは例えばプライバシーの保護などに配慮をした上でということでございますけれども、そういう要件を満たす民間事業者の方であれば参入が認められるという特例をこの法令の中でこの住民基本台帳法等の特例という形で書かせていただいております。

先ほど申し上げましたように、この特例の内容は対象事業が決まるとそれによって決まってしまうので、対象事業によってはそもそも今の法律のままで民間開放ができるというものもございます。その場合には法令の特例はいりませんが、対象事業を決めるプロセスでこの対象事業について官民競争入札等を行う場合には法令の特例がなければできないということになりますと、法令の特例をつくるということをまず政府として決めて、この公共サービス改革法の改正法案を国会に提出し、それをご審議いただいて、改正がなされると、それに基づいてその特例が適用される。こういう手続を想定しているところがございます。

最後に、官民競争入札等監理委員会の設置というのは先ほど申し上げましたような審議会がこの法律に基づいて設置できるということでございます。

時間もございませんので、あと簡単に、3ページに自治体のお話を書かせていただいております。これだけ補足的に申し上げたいと思います。今まで申し上げましたのは主に国のプロセスを中心にしたご説明でございましたが、この法律は国の業務のみならず、地方自治体の業務も射程に入れており、地方公共団体が行います官民競争入札や民間競争入札の対象になっております。ただ、ここにつきましては、若干国と違う扱いをしております、そこに箱がございますけれども、地方公共団体が実施する事業の中で、左側に法令の特例あり、法令の特例なしと書いてございますが、そもそも法令の特例がなくても官民競争入札なり民間競争入札ができる分野、これは要するに現状の中で官民競争入札等ができるということが確定しているものにつきましては、この法律の射程外に置いております。つまり、これは地方自治法その他の既存の法令の中でできるわけですので、それは自由にやっていただいて結構ですと、こういう形になっております。

片や法令の特例がないと民間参入が地方自治体の業務について認められない場合につきましては、法令の特例をつくらないとできないわけですので、法令の特例をこの公共サービス改革

法の中でつくり、かつ、その場合には公共サービス改革法の中に国に準じた手続が自治体についても用意されておりますので、その準じた手続にのっとってやっていただくということになります。

このようにした趣旨は、本来地方自治の世界でございますので、自治体の自由にできるところは自由にしてもらいましょう。ただ、法令の特例という一種の特別の規定をつくるわけですから、特別の規定をつくったものについては特別な手続にのっとってやっていただきましょうと、こういう形になっております。

したがって、政府がやりますことは、自治体等の要請を受けまして、この法令の特例が必要かどうか、あるいはつくるべきかどうかということを政府全体として検討をさせていただいて、これは民間開放が望ましいよね、そのために法令の特例が必要だよねということになりますと、法令の特例をこの公共サービス改革法の改正の中でつくるというのが私ども政府としての業務でございます。

3ページの下に左側に地方公共団体、内閣と書いてございますのがそこでございます。国、内閣の方は地方公共団体等の要望を踏まえて必要であれば公共サービス改革法の改正をして、特例をつくるということまでございまして、特例ができた後、その特例を使って官民競争入札なり民間競争入札をやるかやらないかは、これは各自治体のご判断である、というのが基本的な考え方でございます。法令の特例がある場合には、先ほど申し上げましたように、この法律にのっとった手続が用意されておりますので、具体的にはその3ページの右下にありますような実施方針から始まる、国の場合に準じた手続ですけれども、この手続にのっとってやっていただくということが想定されております。

ちなみに、地方公共団体の業務と申し上げましたが、これは地方自治法上、ご案内のとおり、自治事務と法定受託事務の2つございますけれども、そこには区別はございませんので、自治事務であれ法定受託事務であれ、今申し上げたようなことに従って自治体の方でおやりいただくということが想定されているところでございます。

最後駆け足になりましたけれども、一応法律全体の構えはこういうことございまして、こういう構えのもとで冒頭申し上げましたように、私どもとしては簡素で効率的な政府を実現するという観点から、公共サービスの質の維持・向上とコストの削減、これを図っていきたいということでこの法律を出させていただいているところでございます。

私の方から説明はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

竹内座長 どうもありがとうございました。

今のご説明に関して何かご質問ございませんでしょうか。

舟岡委員 1点よろしいでしょうか。質の向上、経費削減を目指すことについて、その方向は統計調査も例外ではないと思います。お伺いしたいのは、官民競争入札等監理委員会で広範なチェックが行われるようですが、2ページ目を拝見しますと、対象業務の選定、実施要項のチェック、それから落札者の選定の3つに監理委員会が関わるという理解でよろしいのでしょうか。

櫻井参事官 ほかに若干一般的な手続はございます。例えば一定の調査報告を求めることができるかという点はございますが、大きなところはこの3つでございます。それ以外に例えば契約をしたけれども、後で変更しなければいけないとか、若干そういう技術的なところにも関与いたしますが、大きなところは今先生がおっしゃったこの3点でございます。

舟岡委員 統計調査は単に結果がそろえばよいのではなくて、質の確保が何よりも重要です。そのためにこれまで調査実施者は細心の注意を払ってきましたし、調査員も高い意識の下で調査に携わっています。私がこれまで接してきました大半の調査員が国に奉仕するという意識が高く、そういう意味ではややほかの業務とは異なるところがあるのではないかと認識しています。

さらに、何よりも他の業務と性格が異なる点は、統計調査においては得られた結果を評価する際、専門的な知識が必要であるということと、統計調査でデータが一旦欠落すれば、後になって補うことができないという点です。そういう観点からしますと、事前の評価が調査においてかなり重要な役割を果たすと思いますが、例えば民に調査を委ねる場合に、調査を担う民の能力を事前に評価するプロセスはどこで行われると考えたらよろしいのでしょうか。

櫻井参事官 まさに民間開放全般の問題だと思いますけれども、実施要項その他のプロセスのところにございまして、条文には今先生がおっしゃったような質に関するものがあります。それから、あとは、例えば事業者の方が適切な事業者でないと、そもそも入札にも参加すべきではないということになりますと、いわゆる資格要件、こういったものもこの法律の中にはかなり厳しい一般的な資格要件を書いておりますけれども、それに加えてそれぞれの事業の業態なり中身に応じて必要であればその実施要項の中で資格要件を追加的に設けることができるというような形になっておりまして、いろいろな形でまさに事前の評価のところをしっかりとやっていただくことになっております。

舟岡委員 そうしますと、念のための確認ですが、資格要件も実施要項の中に定めて、例えば公正、中立的なやり方でその資格要件を満たす事業者を選定する、そういうプロセスがこの

実施要項に含まれてもよいと理解してよいですか。

櫻井参事官 資格要件は実施要項の中で書くことができます。もちろんそれぞれの業務の中身に応じてその資格要件が合理的なものかどうかというのは当然、皆様方でご判断いただき、あるいは官民競争入札等監理委員会でもご議論いただくことになると思いますけれども、一般的な資格要件に加えて必要な入札参加資格を追加することができます。

舟岡委員 参加資格を定めるということではなくて、参加資格者を決定するプロセスについて実施要項に定めることも可能ですか。

櫻井参事官 実施要項の中で、先ほどちょっと申し上げましたが、そのサービスの質も評価するというようになっておりまして、その評価の仕方というのはもちろん業態、中身によって違うとは思いますが、その評価のポイント、どこを評価するのかというのをすべて実施要項の中で明確にさせていただいた、それぞれの点について参加する事業者から自分たちはこのサービスの評価、目標をこう達成するんだということを出していただいて、それを先ほどの入札の評価の中で評価をしていただいて、大丈夫、大丈夫じゃないという点数なり何なりをつけていただいて、最も優れたところにやっていただくということになります。

舟岡委員 国の調査で問題が一旦起きますと信頼を損ねるだけではなくて、そこで失われた結果を取り戻すことができないので、事前の評価は本当に必要だと感じます。

櫻井参事官 統計の分野でも民間開放を進めるというのはこの市場化テスト法ができる前からでもいろいろ議論され進められてきたと思います。やや逆説的になるかもしれませんが、民間競争入札も今回法案の対象にさせていただいてということをお願いしましたが、これは一般の入札に比べるとかなり手続が厳正になっています。普通の入札であれば、極端にいえば契約だけでほとんどできてしまって、守秘義務も契約でやっているわけですね。それに比べますと、この法律に基づくときには、実施要項も相当法律上細かいことを求められていますし、それから先ほど申し上げました監督規定も置いてございますし、立ち入り検査もできます。もし守秘義務に反したり立ち入り検査を拒否したときは罰則等の担保もございます。

ですから、今おっしゃったように、後で取り返しがつかないことであればあるほど事前にしっかりした手続でやり方を決めていただくということが大事だと思っております。そういう中ではむしろこのような法律がそういったよすがになるのではないかと理解しております。私どもとしても継続性のある統計、信頼性が必要な統計が崩れるようなことであってはならないというのはよく理解しているつもりでございますので、そういう中でまさに慎重にいろいろな識者の方のご見識を集めていただいてやっていただくということが必要ではないかというふう

に思っていますし、そのための手続を本法案では用意させていただいているつもりでございます。

竹内座長 ちょっと別のことを伺いたいですけれども、この中で「事業」という言葉と「業務」という言葉と「事務」という言葉があると思うけれども、この民間開放というのはこの場合は原則としては業務の開放であって、事業の開放ではないんですね。

櫻井参事官 公共サービスという言葉自身には、説明がややあいまいであったかもしれませんが、事務、業務といったところは全部入るといふにご理解いただければいいと思います。

竹内座長 ただ、その事業というのは全体の事業のあり方のプランニングから入るわけですね。そこは開放しないんですね。

櫻井参事官 プランニングもできるものであればやってもいいということなんです。これは頭からこれはできないとはほとんど書いてないものですから、そこは先ほどの公共サービス改革基本方針をつくる中で、ここは出せる、ここは出すべきではない、出すべきではないというのは法律上出せるかどうかということもございまして、政策判断で出せるかどうかということもあるかと思いますが、そういうご判断をしていただくということです。

竹内座長 それは、ですから、例えばそれは事業によっても違うかもしれないけれども、例えばハローワークなんかでいいますと職業安定法で今やるべき仕事というのは決まっています、業務が決まっていますよね。だけれども、それが実は非常に何か余り需要に合っていなかったために、例えばリクルートみたいなのができて、そちらの方が非常に有益だということが起こったわけです。ですから、そういう場合にこれから先、さて、どうするのかという、このハローワークの仕事をする枠はちゃんと決めちゃった上で本当に具体的な仕事だけを民間開放するのか、それともその仕事のやり方全部を含めて開放するのかと、それはちょっと違ってくると思うんですけれども。

櫻井参事官 今おっしゃったのは、多分一番上に企画があって、その下に実施部門があると。ただ実施といっても、色々な方法があるとすれば、そこにも企画的要素がある、つまり企画と実施は連鎖になっていると思うんですね。その連鎖のどれだけ上の方まで対象にできるかというのはまさにその個別の業務の内容によるということになっていまして、この法律でどこまでしかできないということは書いてございません。

公共サービスという規定に定義があるんですが、若干だけ読ませていただくと、「国の行政機関等の事務または事業として行われる国民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進を図る業務」と書いてありまして、今先生がおっしゃった、事務、事業、業務ということが

全部出てくるんですね。したがって、その中でどこまでがまさに民間の方に実施してもらう、あるいは官民競争入札の対象にするのがふさわしいかがまさに公共サービス改革基本方針なりのところで議論していただいて、ここまで出すのはいいけれども、ここを出すのはさすがにひどいじゃないかということであればそこは出さない。だけれども、ここも出してもいいんじゃないか。先ほど先生がおっしゃった創意工夫なのか、中でもあるいは民間の方の知恵を借りた方がいいというところもものによってはあり得るはずでございますので、その何らかの創意工夫があるから必要だから民間に出さないということではなくて、むしろこの法律が想定していますのはある程度民間の創意工夫を我々が使わせていただくということが想定されておりますので、かなり裁量性のある分野についても外に出せる、あるいは必要であれば出すべきだと、こういう考え方になっております。

大橋委員 そこは、私、この答申に関連してきた者の一人として、統計調査については企画は市場化テストにはなじまないということで、明確に答申に、企画を除くそれ以下の実施事務という書き方をしています。しかし、統計調査はそういう状況ですが、法律からいえば何でも入りますよと、これは除きますという書き方はしていないということですね。

竹内座長 なるほど、そういうことですね。逆にいえば非常に狭く業務を解釈するんだったら、別にこんな法律なくたって今までだってやっているわけですね、統計についていえば、調査票の印刷なんていうのはいくらでも外注しているわけです。これは別に国立印刷局で印刷することが決まっているわけではありませんですから。だから、そういう意味で狭く解釈すれば特にこんな法律いらぬという気もするんですね。

櫻井参事官 おっしゃるとおりです。ここはむしろそういう狭いよりは広い解釈が前提になっておりまして、例えば民間競争入札が典型だと思いますが、従来の入札と何が違うんだと、今おっしゃったように印刷出すのにこんな使う必要あるのかという議論がありまして、それはいいです。なぜないかというと、さっき申し上げたように、特別の手續、規定まで設けてやる必要があるんでしょうかということなんですね。では、なぜこういう手續がいるかということ、トートロジーですけれども、こういう手續でやらないとしっかりできないような分野があるのではないのでしょうかということなんですね。では、そういう分野は何かということ、いろいろあるかと思えますけれども、1つの類型は非定型的な業務。今までであれば単純作業だから結果だけこうやれといえあとはできるというのではなくて、やはり民間の事業者の方にも創意工夫を出していただく、そういう非定型的あるいは創造的な業務、そういったものをやるときには従来のやり方だけではちょっと不安なのではないのでしょうか。もうちょっとしっかり

した手続があるんじゃないでしょうかと、そこをカバーするためにつくりましたということでありますので。

今先生がおっしゃったように、非定型的な業務的なところが、場合によっては企画的な業務を含めて一般論としては入っております。ただ、統計についてどうするかはまたその中で、さっき申し上げた政策判断でございます。それにつきましては恐らくこの後ご議論があるのかと思いますけれども、参考4に去年の規制改革・民間開放推進会議の答申がつけてございますが、これがベースになるということでございます。

新村委員 ちょっと不勉強であまり内容がよくわからないんですけども、2つ教えていたきたいんですが、1つは官民入札のケースです。この場合は入札価格というのをどのように計算するのか、予算との関係をどういうふうに見るのかというのが第1点でございます。

それから、もう1つは、既に欧米で実施中と書いてあるんですけども、統計業務についてそういうケースが既にあるならば、もしお持ちであるならばどこかで提起をしていただくといいなと思っております。

櫻井参事官 1点目の入札価格でございますけれども、これは民間事業者の方と基本的には同じように、自分たちがこの金額ならばできるという価格を入れていただくということになります。したがって、予算とは必ずしも連動いたしません。ただ、これは入札ですから通常は予定価格をつくりますので、予定価格は予算なんかも踏まえながら最高価格ですね、これより下であれば入札を落札できるという価格をつくります。ただ、これを出してしまうと問題なので普通は秘密にしておくわけですね。官民競争入札の場合には通常は、予算等を踏まえて予定価格をつくる。それは秘密にしておく。官民競争入札に参加する、同じ官ですけども、参加する官の部隊はこの入札価格は知らないようにしておく。法律でそこも書いてございまして、一種のファイヤーウォールですが、会計担当部局などが予定価格を持ってそれを金庫に入れておく、あるいはハローワークならハローワークの人材銀行の入札部隊はそれを知らないままに手を上げていただくと、こういう形になります。

新村委員 そうすると予算と全く無関係ですか。

櫻井参事官 予算とは直接のリンクはございません。ただ、今申し上げたように予定価格等がございますので、それをつくるときには当然予算が関係して参ります。

新村委員 公務員の人件費の単価は使うけれども、どれだけ働くかとかそういうことについては予算と無関係で、その事業にどれだけ投入するかということはどうなるのか。

櫻井参事官 そうですね。例えば自分たちでいえば8人でできるということなら8人ででき

るといふことで8人の人件費で幾らと。それから、物件費なんかでも例えば節約をかけることによつて安くできるとか。それから、先ほどの工夫でいへば自分たちはこういう工夫をすることによつて達成率を上げるというようなことを出していただくといふことですね。

新村委員 ちょっと心配したのは、官の方がダンピングができるのかなとちょっと思つたんです。要するに身分保証があつて、定員がついてゐるわけですよ。ですから、いくらでもそこは圧縮しようと思へばできるのではないか。

櫻井参事官 当然その人件費もカウソトの対象になりますので、たくさんの人員を使つて長い時間やつていただければそれだけコストがかかることになりまふから、ダンピングにはならないと思ひます。

竹内座長 いや、それは逆にね、その役所、引き受けた方の役所の予算をどうするかといふ話になると思ふんですね。つまり、当然官庁ですから定員分の給料はきてるわけですね。外から仕事を引き受けたら、それは予算処理上どうするか。

櫻井参事官 これは外からといふよりは、むしろ従来自分のところでやつていた業務をみずからやるか外に出すかを入札でといふこと。

竹内座長 それでは、もしみずからやらなくなつた場合は、人件費はどうなるのか。

櫻井参事官 その人件費はもうなくなります。

竹内座長 その人たちの給料は出なくなるんですか。

櫻井参事官 ええ、出なくなります、その分は。出なくなるといふのはどういう意味かといふと、公務員の部隊がどこかで仕事がなくなつたときは通常は配置転換をします。つまり、ほかのところでも働いていただくといふことになりまふ。もちろん一方で定員管理がございますから、定員はふやすことはできませんので、そういうときに想定される一般的な形は、その例へば10人ぐらいの方、100人なら100人の方がいたとして、その部署を民間が落札をしたとしまふ。すると、この方々は仕事がなくなりますから、ほかのところにおいていただきます。ただ、全体の定員がもちろんふえては困りますので、通常はそれに応じて新規採用を抑制するといふ形になります。

竹内座長 しかし、それはある程度長期間にわたつての仕事ならそれでいいですけども、毎年毎年それで一体、今年は何人定員確保するかわからないといふことだったら。

櫻井参事官 実際は落札してから契約するまでに大きなものだったら数か月かかつてしまふので、その間で人事ローテーションを組んでしまふといふことを想定してしまふ。

竹内座長 そうですか。逆にいへば仕事を落札したらそれをある程度継続するといふことが

前提なんですか。

櫻井参事官 ご案内のように、毎年のように採用計画つくっていますから、そのときに来年いくら採用するかというときにどのくらい業務があってどのくらい人がいるかとみんな各省がはじいているわけですね。その中で、例えば市場化テストで落ちてしまったと、10人いらなくなると、あるいは100人いらなくなるとなると、その分は来年の採用計画で抑制をしてやっていくと。あるいはほかで本当に人が足りないところに対して、その人をもっていくということがまず一義的な対応です。

ただ、若干民間事業者の方で働いていただく道も用意しております、これはこの資料に書いてなくて恐縮なんですけれども、こういうことでございまして、落札した事業者の方が一部公務員の方に来てほしいと、働いてほしいというような場合があります。その場合には落札事業者に行っていていただく、公務員をおやめいただくんですが、その後また公務に戻ることもあります。

戻ると、公務員の退職手当というのはご案内のように、累進的になっているものですから、例えば15年働いた方がおやめになって3年間向こうにいて、それから戻って10年働くとなります。本来ずっと公務に従事していれば25年働いているから25年分の退職金が出るはずなんです、一旦民間に行って公務に戻ると、15年分の退職金と10年分の退職金しか出ないと。これは25年分の退職金より低いんですね。本法案では特例を設けまして、この場合には25年分の退職金を出せるという規定をつくっております。

したがって、民間事業者の方のところであって働いていただいて、戻った場合の不利益に対応する手当をしております。先程申し上げたように原則は配置転換でほかのところであっていただくんですけども、ご本人の希望等もありますでしょうし、特に民間事業者の方がやはりぜひプロの方に来てほしいというような場合には、それが円滑にいくような道も用意させていただきます。

新村委員 あと、その予算の関連でいきますと、今、定員の話は竹内先生からありましたけれども、予算についても同じことになるわけですか。

櫻井参事官 まさに同じでございます。

新村委員 翌年度に、例えば官が落札したときにはその落札分の予算だけがつくわけですか。

櫻井参事官 官民競争入札でやるということは、事業を官が実施する場合も民が実施する場合も、いずれにしても予算が必要なことは間違いのないわけですね、幾らいるかということは若干誤差がありますけれども、基本的に業務をやるということを決めていますので、予算を要求

をしていただきます。ここからはやや技術的な話になりますが、最終的に公務員がみずからやる場合には人件費になります。それが民間の方にやっていただくときにはこれ一種の物件費、委託費になりますので、その予算の費目換えは必要になる場合があります。ただ、金額そのものはコストの削減が法案の1つの目的になっていますから、下がる可能性はございますけれども、いずれにしても業務が必要だということはやり続けることが前提になっておりますから、予算がパッとなくなるということではないです。

新村委員 ただ、ちょっと心配なのは、今の国の予算はほとんどがプロジェクト予算になっていません。それとの関連をどういうふうにつけるのかなということです。

櫻井参事官 そこは、例えば民間競争入札の場合簡単ですけども、今までまさに人件費でやっていたところを……

新村委員 民間だったら楽なんですけど、こちらの方の官民入札というと、官が相応の事業に関わるのを、先ほど予算とは別立てで作るとおっしゃったんですけども、国の予算は基本的な設計がそういうふうになってませんか。

櫻井参事官 予算と別立てというのは、入札者である官が入れる札の金額は予算とは関係がないですが、最終的には予定額その他の形で予算とリンクをしていますので、当然まずその予算を確保しているわけですね。予算を確保しておいて、入札を官民でやっていただくということになりますから。

新村委員 その予算というのをプロジェクト予算でないから、人件費を含まない予算ですよ。

櫻井参事官 いや、私が申し上げているのは、人権費も含んだ予算のことです。もちろん区分けされていないで、費目としては混じっている場合は、そこからくり出すということになりますね。

新村委員 大きな流れとしてはそういうふうに予算自体が変わると聞いておりますが、まだ変わっていない中でどうやるのか。

櫻井参事官 それは、一般的に民間に事業を移すときは民間に移した分について定員がなくなりますから、その出した分の定員を削れば自動的に人件費は落ちますので、それほど難しい話ではないです。

新村委員 わかりました。

竹内座長 1つそれでちょっと気になることは、官民競争したときに、官の方がもし落札し損ねたらその分のお金がなくなるわけですね。民間であればある事業を落札できなかった場合

にはほかの事業をまたやろうとすることができますよね。ところが、官の方というのは大体いろいろ法律や何かでがんじがらめになっているから、ここが仕事なくなったら、さあ、それじゃあそれだけはほかの仕事をする能力があるからほかの仕事をやりましょうとできませんよね。

櫻井参事官 今回の公務員純減の検討の中でも出て来ている議論だと思いますが、例えば統計で、Aという統計がなくてもBという統計があるとか、それからさっきの地方支分部局なんかがたくさんあるような場合でいえば、Aという事務所は官民の結果民に渡したんだけど、Bという事務所が残っているということもありますから、あるところで働いておられた公務員の方が他のところでは役に立たないということではなくて、一般的にほかでも役に立つと思います。ただ、大きくなればなるほど若干今までとは職種が違うところにもっていただくようなことが……

竹内座長 職種ということではなくて、制度上、官が非常に厳しいことがたくさんあるわけですよ。例えば統計調査でいえば、調査会社というのがあって、調査会社というのは民間の注文も受けることができるし、これから官の注文を受けることができるでしょう。だけれども、それでは、例えば公的機関が民間の注文も受けることができるように制度が変えられるかどうかということが問題だと思うんですね。国の例えば統計機関はこれとこれをやれと決まっています、それ以外はやっちゃいけないということが制度的に決まっていたときに、競争入札でやると変なことが起こる可能性があると思うんですね。民間というのは競争入札のときにそれだけしかないということはないわけですからね。

櫻井参事官 官民競争入札のときの官は基本的には従来その事業をやっていた官のことを考えているんですね。だから、別の官が、例えばA省の仕事に入札することは考えていません。

竹内座長 それですとますます自分のところの仕事なくなっちゃったら官はどこの仕事もできないことになるわけですね。

櫻井参事官 その仕事はなくなりますから、先ほど申し上げましたように、他のところで働いていただくということですね。ある仕事しかできませんという方ももちろん中にはいらっしゃるでしょうが、一般的にいえば公務員というのはいろいろなところを回っていくということになっていますので。

竹内座長 逆にいうと、統計はそれでは困るんですね。統計の専門の方が次は途端に全く別のことをやられるというのでは、統計としての質は落ちちゃうわけですからね。

櫻井参事官 統計の方がほかのところへいっても統計の質は落ちないと思います。ほかの方が統計のところへ入って来られると恐らくそういうことがあるのかもしれませんが。

竹内座長 いや、そうじゃなくて、統計の仕事というのは経験をちゃんと積んでないといけないので、ですから、そういう意味でいいますと、つまりこの省のこの統計をやるということになっていた人がその省のその統計がなくなった途端に統計の仕事ができなくなるという状況は困るんですよね。

櫻井参事官 一般的にいえば今申し上げたような配置転換等をやりますし。ただ、中にはその単純に動けといっても動けないような場合もあるでしょうということになると、例えば研修制度を充実させるとかそういうような形でちゃんとスキルが確保できるということは当然の前提ですので、そのスキルが落ちるようなことはしないと。そのしないようなもろもろの、これは運用上のもも含めて。人事転換もそうだと思いますが、人事転換するときも当然その方のスキルなんかを考えながら、この方であれば次ここへいっていただければ役に立つじゃないか。

逆にいえば、ここに非常に優秀な方がおられればほかにもっとほかのところでやっていたたくさんできて、そちらの水準を上げることもできるわけですね。ここを民間の方にやっていただきますけれども、それは全体の質を下げるということではなくて、そこでむしろやっておられた優秀な方をほかを、国でしかできないようなところもあるはずですから、そういうところでやっていただくとか。それをやることによって限られた公務員をより有効に使っていくというのが趣旨でございます。

竹内座長 そのおっしゃる趣旨は非常によくわかるので、それは統計の方でいいますと、今の現在のような縦割り型の分散型の統計制度の人事制度をやはり崩していただかなきゃ、そううまくいかないと思うんですね。それはつまりこの省の統計がもうなくなったり、あるいは民間に開放したり、もうそれいいやということになったときに、この省におられた統計の人がほかのところで統計の仕事をするのではないといけない。同じ省の中だけでいくと全く全然違った仕事にいかれるということであれば、それは非常に不効率だと思うんですよ。ですから、民間開放ということになれば、やはり官の仕事の仕方もフレキシブルにするということではいけません。

櫻井参事官 おっしゃるとおりで、そこは、今でも法律上は実はできるんですよね。規制はないんですが、事実上はなかなかできないということなので、これは法制度の問題というのは運用の問題だと思っています。したがって、法律の中には省庁を超えた配置転換を円滑化することも考えましょうという、努力義務ですけども入れさせていただいております。それは先生おっしゃるとおりです。省庁を超えての異動というのは、先程申しましたように制約はないんですけども、實際上非常に難しいんですね。そこをどうやってやっていくかということで、

今政府全体であげておりますのは研修なんかをやることによって受け入れた方も使いやすくするとか、そういうことで全体で公務員制度の流動性を高めようということをやっております。そういうことによってリソースを最大限有効に活用するということが裏腹になければいけないというのは先生のおっしゃるとおりだと思います。

ただ、そこは法律問題というよりは事実上の問題だということがあるのですが、私どもとしてはそこは十分認識しているつもりでございますので、またお力添えいただくと大変ありがたいと存じます。

新村委員 先ほどの海外の事例の方についてはどうか。

櫻井参事官 海外の方は、申し訳ありません、今手元にはないですけれども、統計の具体的な事例を把握していません。ないという証明もできませんが、あるという証明も今のところできておりません。

新村委員 さようでございますか。

舟岡委員 民に委託といっても民間の調査機関も調査員の確保には大変苦労しているようです。国の場合は幸いなことに、国ならば何らかの形で協力したいという高い意識を国民がまだ持っているということもありまして、調査員のリーダー的な人が都道府県あるいは市町村レベルで協議会を、ボランティアでつくって、そこで専門性を高めると同時に、調査員をできるだけそこに誘導・確保しようとする努力があって初めて国の統計調査が成り立っているんですね。一旦民間開放によってそういう協議会あるいは調査員を維持するような仕組みが崩壊したとき、その後どうなるかと考えると、私は非常に暗たんたる気分になります。

といいますのも、民間がしばらくの間、安いコストで入札して、調査を受託して、そして国の調査機構を壊滅的にした後、高い値段で入札しても、あとは誰も競争者がいない状況に対して、どういう対応があるとお考えなんでしょうか。

竹内座長 いや、初めに、だから市場化テスト反対という議論ではなく、もう少し詰めて議論した方がいいと思います。

舟岡委員 いや、反対という意味ではありません。

竹内座長 統計に関してはそういう意味でいうとどこまで市場化テストができるか、あるいはどういう前提で可能かということについて議論する方がいいでしょう。

舟岡委員 はい、わかりました。

竹内座長 一般論として、今、そういう危険性があることは確かによくわかりますけれども、今、その危険性について抽象的に議論しなくてもいいじゃないかと思ったわけです。

大橋委員 それは後ほどここでじっくり議論してもらえばいいと思うんですが。一言だけ申し上げると、入札というのはもちろん価格も重要な要素になりますけれども、合わせて、先ほど櫻井さんがおっしゃったように、本当に民間にお願いして官と同じぐらいの質の統計結果が得られるかどうかというのも非常に重要な入札の審査要件でございますから、価格だけで判断しているわけではございませんから、こちらの方で場合によっては、今、舟岡先生がご心配のようなことがあれば、チェックされるわけです。

竹内座長 そういうことをチェックすることが試験調査の1つの重要な問題だと思うので、それは調査の後でやらせていただきたいと思います。

衛藤局長 すみません。今日は櫻井さんの法案の説明なり一般論で理論的には貫徹されていると思うのですが、やはり統計の特殊性や、実態の状況がいろいろあると思うので、これらを踏まえて皆様方にはこれから十分議論していただきたいんです。少々、二点だけ簡単に言います。

まず、日本の統計の場合、分散型であって、かつ国と地方が共同事業的に、法定受託事務等でやっているということが1点です。それから、舟岡先生もおっしゃっているように、民間のマーケットに適者がいるかどうかという、事業者の適性の話もまた大問題だと思います。さらに、事業者を育てなければならないということもあると思います。いわゆる事業者の存在のクオリフィケーションの話です。

それから、新村先生や大橋先生がおっしゃったように、具体的に、官民競争入札で比較をする場合には、スペック、価格や質の面で、信頼性や信用度が関わってくるでしょう。あと、原価計算については、新村先生もおっしゃっているように、資本コスト等々を含めて、原価計算がうまくできるかどうか、といった問題があります。

一番気になるのは、民間の事業者の方の持続性でしょうか。国と地方は公共、共同でやっていて、その信頼関係のもとに調査世帯、調査対象企業がありますが、そういった持続性の問題です。具体的には、個別で国が調査を行っている場合は、自然災害等々があった場合の危機管理はうまくできていますが、そこに民が入ってきた場合に、そういったことがうまくできるかどうかということです。これのように、幾つかかなり難しい点がございます。

今日は櫻井さんに来ていただいて、一般論というのは非常によく分かりましたが、この委員会では個別具体のことを十分議論いただくよう、よろしくお願ひしたいと思います。

竹内座長 それで、何かご質問ございますか。櫻井さんに大分予定の時間よりも長くいろいろご質問をしましてお引きとめしたことになると思うんですが、もしなければ、ここまでにし

ます。どうもありがとうございました。

櫻井参事官 どうもありがとうございました。

竹内座長 それでは、議題の第4、第5は科学技術研究調査及び個人企業経済調査の概要とそれに係る試験調査についてのご説明があるはずなんです、ちょっとせっかくここでこの件に議論が始まりかけている面もあるので、今までご説明いただいた統計調査の民間開放・市場化テストの経過経緯等及び研究機関における検討事項及びスケジュールについてということに関連してご議論を少しいただいた方がいいと思います。それで、後で具体的に対象になる2つの調査についてご議論いただくということにした方がよろしいと思うんですが、いかがでしょうか。

では、早速ですが、何かございませんでしょうか。

舟岡委員 よろしいですか。先ほどの櫻井さんのお話ですと、企画を除いて一連の統計調査の実務について市場化テストの対象になるというとき、今回の検討事項等を見ていると、調査の実施のところだけに焦点を絞っていますが、それで不都合ありませんか。

竹内座長 僕もそれは確認したかったんです。

飯島課長 企画を除くということになりますと大きく実地調査と、それからその後の集計のところが出てくると思います。

舟岡委員 例えばですね、調査票の設計とか、あるいは標本の抽出とか、それともろもろありますよね。

竹内座長 ええ。だから、企画というのを非常に狭く解釈すれば、企画は例えばこういう調査をしてこういう情報を得たいということがあって、それじゃあ、それを具体的にどうやるかということからは実際の業務だという考え方もあるわけですね。今回の案だと、それはずっと調査票をつくることからサンプルの選定まで全部国のお金でやってしまって、あと本当に調査票を集めて回ってそれを集計して計算する、整理して集計すると、そこだけを外注というか民間開放しようというお考えのようだけれども、それでいいんでしょうかということですね。

衛藤局長 差し当たっては、個人企業と科学について、試験調査等を行うということで動いています。しかも、大橋先生もおっしゃっておられるように、実は一昨年以来の経緯があって企画を除くという前提でできていますので、企画を除くいわゆる実査部分ということを中心にしてやっていただくのが議論の組立方としてはいいのではないかと思います。もう少し広げてということもあるとは思いますが、まずは議論の進め方としては、実査中心、企画を除くということによっていただければと思っております。

大橋委員 それはないと思いますよね。つまり、企画と実施というのはどこで分離するかはなかなか難しいと思うんですが、答申の過程で企画といったときには、例えばこの国としてこういうデータが欲しいなと、そのためにどういう統計調査をやるかどうか、どういう方式でやるかとか、そういうそこまでの段階でこういう統計調査をやりと決まった後の設計以下、以降のプロセスというのは、これは企画には入らないという理解だったと私は思います。

だから、企画というのは、本来国なり行政として本質的に必要だというこういう部分に限ったものを企画とすることが答申の理解だろうと思うんですね。

それで、今、衛藤局長がおっしゃったように、櫻井さんが法律は確かに企画を除くなんて書いてありませんから、何でも、つまり国の仕事あるいは地方公共団体の仕事であればすべて市場化テストの対象になるといっていますが、これまでの議論の流れとか、内閣府との合意における部分を申し上げれば、やはり企画、その範囲をどうするかは別として、少なくともどういう統計調査をするんだとか、どういう方法でやるんだということ、これはもう国の本来的な仕事で、民間に任せるわけにはいかん、という理解だったと思います。

竹内座長 それは当然予算の措置を何かするときには一体何をするのか決まらなきゃ決まらないわけですけども、ただ、その企画の次の段階、いわゆる設計の段階は開放に入るのかどうかということなんですよ。つまり、例えば建物についていっても、建物をどこかに建てようというときにも企画としてはちゃんと仕様を出してこういう建物をつくりたい、しかし、その設計についてはコンペや何かやっているいろんなデザインが出てきます、というところまでやると、設計者も設計図も全部書きちゃって、そして後は実際の施工だけやれということをするのでは大分違うわけです。

大橋委員 その設計についても、大きな柱を建てるのは国の仕事で、その大きな柱に基づいて具体的な項目をどう設計していくのかという、こういう段階は民間だというように、いろいろあって、そこは議論が集約してなかったと思います。

竹内座長 そうですか。つまり、統計について、今とりあえずここでやるうというときには、かなりその具体的な業務のところに限るような考え方で今始めておられるようなんだけど、それでいいでしょうか。

大橋委員 私もそういう理解でした。具体的な業務、つまり、俗に言う実査。

新村委員 私の理解は、それもこの研究会で検討して、各レベル、どこからできるのかということ議論するのではないかということです。

竹内座長 いや、だから、そうじゃなくて、もっと前からやった方がいいんじゃないでしょ

うかというご意見は当然あり得ると思うんですね。

新村委員 この個人企業に関する経済調査の計画を拝見して、何か極めてリジッドで限定的な試験調査であるなというイメージを持ちまして、これで本当に民間開放の試験調査なるんだろうかというのがちょっと心配だったんです。これもやってみなくちゃいけないとは思ったんですが、計画書によりますと、来年度前半に全指定統計調査の計画をつくるということですから、それも含めて議論して、一体どこからと言わなくちゃいけないのか。

衛藤局長 一昨年からこの話がありまして、その当時、大規模な世帯調査から実施するのは大変だろうということで、企業対象として、しかも小規模のところからやりましょう、と話が動いてきました。

新村委員 一昨年からですね。

衛藤局長 ですから、そのように動いてきて、予算要求の段階から、2つの指定統計調査について試験調査等をやろうということになりました。今日ご説明いただいた法案の話は、後追いついて出てきているものです。

新村委員 ちょっとミスマッチの部分があるんですかね。

衛藤局長 基本のところでは話が動いているのではなく、部分的に動いているということによるしいと思います。ですから、ある程度動いていることを前提にしながら、現場ではどうかという、先ほど申し上げた議論をやれば良いと思います。確かに新村先生の目からご覧になれば少々リジッドな話になってしまったのかもしれないのですが、そのところは過去の経緯がありますので、この試験調査としては、このような形でお願いしたいと考えております。

舟岡委員 具体的に資料5を見てますと、資料5の7ページに受託者がどの範囲で事業を行うかについての記述が3の(1)のところにあります。例えば事務要領とか調査の手引等は調査票をどう設計するのか、調査をどういう中身で企画するのか、を抜きには作成できません。従来あるものの延長線上でということは、いってみれば調査の手引はもう既にあって、それをそのまま踏襲するということならばいいんですが、調査の手引等は調査の設計と無関係でありえないので、委託者がかなりの情報を提供しなければ、受託者が調査の手引や事務要領を作成しようがないと思います。

竹内座長 でも、作成というのは、原稿は委託者の方が全部書きちゃって、ただそれをするということだけだったらそれは単なる業務委託であって。

舟岡委員 印刷だけということですか。

竹内座長 印刷とほとんど変わらないことになりますよね。あと、校正か何かあるかもしれ

ないけれども、それではちょっと民間開放とはいえないといわれても仕方がない。

ちょっと一般的な考え方でものを見ますと、初め割合厳密に狭い範囲からやろうというのはそれはお考えとしてわからないでもないんだけど、テストあるいは試験というのは試験ですからね、やはりうまくいくか、いかないかということを見る上で、広い範囲でテストしてはいけないということではないので、広い範囲でやってみた結果そこは無理だからもっと狭くしようという結論が出ることも当然あり得るわけです。しかし、狭い範囲でうまくいったから、さあ、もっと広げていいという結論は出ないわけですね。だから、そういう意味でいうと、やはり試験的にやる以上は少し広げた方がいいんじゃないかという気はします。

それから、もう1つは、実はこれ試験的に広げるときに単に統計の仕事としてそれを広げるという以外の問題が出てくることにもちょっと注意した方がいいと思うんです。例えばもしサンプリングも民間に任せるということであれば、サンプリングのための母集団情報を提供しなきゃならない。母集団というのをそのまま提供したらその情報をほかに使われる危険性が十分あるわけです。だから、それはそれができないような措置をきちんとつくっておかないといけない。ただ母集団情報リストを提供して、それでもってどうぞサンプルしてくださいということでは済まない部分があるので、広げるときには、いろいろなことが入ってくるということを前提にして考えないといけない。そういう意味ではなかなか難しいということがあると思う。

ただ、余り初めから狭い範囲だけでやって、問題もありませんでしたからそこまではやっていいでしょうとなったときに、もっと広げてほしいといわれると、どうしていいかわからないということになりますから、ちょっと僕はその点は危惧の念を持っているということを1つ申し上げたい。

それから、もう1つ非常に気になっていることは、今の話とも非常に関係するんですけども、基本的に統計によって得られる情報そのものは国のものであって、受託者のものではないということをはっきりさせておかないといけないと思うんです。情報を外に漏らしてはいけないということだけではなくて、受託した企業が持っていること自体がいけないと思うんです。というのは、国民から見たら、それがどう使われるか分かりませんから。使ったときに捕まえて何とかすればよいというわけにはいかない。ですから、その点はもう少し明確にする必要があると思う。

そうすると、それに関連して、統計調査についてももう1つ非常に重要なのは、最近統計調査でもっと行政情報、行政記録を大いに活用すべきだという議論が一方で出ています。これは当然そのとおりですけども、民間開放した場合でもそれができるのか、例えば税務署の仕事、

税務署の本当の査定内容までではないとしても、税務署の持っているいろいろな情報を統計調査のいろいろなところで利用させてほしいということは統計側からいろいろ出ているわけです。しかし、それは国がやる限りではそれでいいんですけども、民間開放して民間の人たちにその税務署のデータを見せていいかということになったら、これはちょっと簡単にいかないと思うんです。

ですから、そういうこともあるので、少し広げた場合にそういうほかの点でどういう問題が起こるかということも考えておかないとまずいんじゃないか、そういう初めから問題ありそんなことは全部やめて問題のなさそうなところだけやればいいというのはちょっと問題じゃないかと、僕は思うんです。

舟岡委員 もう1つお伺いしたいのは、受託者は一部の業務をさらにアウトソーシングしてはいけないことについてどこかに書いてありましたが、調査の一連の流れ、どこから始まってどこで終わるかは業務委託内容に関わると思いますが、一旦受託したならば、1つの事業者がすべて責任をもって最初から最後まで担うということについては、もう決定ですね。

飯島課長 資料5に詳細に書いてございます。

大橋委員 今、竹内先生がおっしゃったことも含めて入札仕様書にかなり詳しく書いてあります。

新村委員 仕様書については、これでよいかどうかということも検討するんでしょう。

竹内座長 では、仕様書の説明のときに、併せてその件もご説明いただくことにします。

新村委員 全体の話で資料2の2ページ目のところの国の直轄調査と地方公共団体が調査事務を行う場合というので課題で書いてありますが、これは統計局の考え方なのかどうかということの確認が1つ。

今、やっている個人企業に関する経済調査はどちらかということのうちの直轄に戻してという2の(2)の考え方でやっているように思うんです。ほとんどの指定統計で国と地方の関係が入っていると理解しています。その場合に、この2(2)というのを主としてチェックして、ほかの指定統計調査にまで敷衍できるのかどうかというところがちょっと気になっていたんです。要するに、さっきの内閣府のご説明にもあったように、地方は勝手に市場化テストをおやりになるので国がやれとはいえないけれども、そういう手法というのがありますよというのが2(1)に書いてあるけれども、国がチェックするのはこの2(2)だけでいいのかどうかというところがちょっと気になったんです。

飯島課長 試験調査の説明の資料にも入れてありますが、試験調査をAとBと2種類やろう

と思っ​て​いま​し​て、A​の​方​は​こ​の​今​の​資​料​2​の​四​角​囲​み​の​と​こ​ろ​で​い​く​と(2)​の​国​が​一​括​し​て​行​う​い​う​も​の​を​想​定​し​ま​し​て、も​う​1​つ​試​験​調​査​B​い​う​の​を​自​治​体​単​位​で、あ​る​程​度​擬​似​的​に、二、三​の​県​を​対​象​に​地​域​限​定​で​民​間​委​託​す​る​や​り​方​で、行​う​こ​と​を​計​画​し​て​い​ま​す。な​お、調​査​内​容​自​体​は​同​じ​で​す。

新​村​委​員 統​計​局​が​お​や​り​に​な​る​と​し​た​ら​全​く​違​い​ま​す​よ​ね。都​道​府​県​に​経​由​で​法​定​受​託​事​務​と​し​て​お​や​り​に​な​る​の​と、統​計​局​が​県​限​定​で​や​る​の​と​は​発​想​が、全​然​違​い​ま​す​よ​ね。要​す​る​に​地​方​公​共​団​体​を​介​在​さ​せ​る​仕​組​み​と​介​在​さ​せ​な​い​仕​組​み​で​は​違​い​ま​す。資​料​を​ち​ゃ​ん​と​読​ん​で​い​な​い​の​で、も​し​か​し​た​ら​書​い​て​あ​る​の​か​も​し​れ​な​い​け​れ​ど​も、県​1​つ​や​2​つ​で​限​定​的​に​そ​こ​に​業​者​が​い​る​か​い​う​こ​と​で、統​計​局​が​そ​こ​で​試​験​調​査​を​や​っ​て​も​余​り​意​味​な​い​で​す​よ​ね。今、個​人​企​業​経​済​調​査​は​都​道​府​県​経​由​で​す​よ​ね。こ​れ​は​都​道​府​県​経​由​で​や​る​ん​で​す​か。

飯​島​課​長 個​人​企​業​経​済​調​査​は​都​道​府​県​経​由​で​す。た​だ、試​験​調​査​の​方​は​予​算​的​に​も​す​べ​て​国​の​実​施​予​算​い​う​形​に​な​っ​て​ま​し​て、な​か​な​か​今​か​ら​完​全​に​都​道​府​県​を​経​由​し​た​形​で​の​シ​ミュ​レ​ー​シ​ョ​ン​い​う​の​は​で​き​な​い​い​う​事​情​も​ご​ざ​い​ま​す。

新​村​委​員 そ​う​す​る​と、こ​れ​は(1)​の​検​証​に​は​な​ら​な​い​い​う​ん​で​す​よ​ね。

飯​島​課​長 試​験​調​査​B​に​協​力​し​て​も​ら​う​県​に​は​こ​れ​か​ら​話​を​す​る​の​で​す​が、実​際、都​道​府​県​の​方​で​実​査​を​す​る​上​で​の​い​ろ​い​ろ​細​か​い​サ​ポ​ー​ト​を​し​て​も​ら​う​こ​と​を​考​え​て​い​ま​す。

舟​岡​委​員 で​も、新​村​さ​ん​が​お​っ​し​ゃ​っ​た​よ​う​に、試​験​調​査​の​A​と​B​で、や​り​方​を​変​え​な​い​と​だ​め​だ​と​思​い​ま​す。

竹​内​座​長 一​般​論​を​前​提​に​も​う​ち​よ​っ​と​質​問​し​た​い​ん​で​す​が、地​方​公​共​団​体​が​法​定​受​託​事​務​と​し​て​国​の​事​務​を​引​き​受​け​る​と​き​に、そ​れ​を​国​の​許​可​な​く​ま​た​そ​れ​を​民​間​開​放​す​る​こ​と​は​許​さ​れ​る​ん​で​す​か、制​度​的​に​は​ど​う​な​ん​で​す​か。

大​橋​委​員 一​般​的​に​は、法​定​受​託​事​務​を​地​方​公​共​団​体​が​再​委​託​す​る​い​う​こ​と​は​不​可​能​だ​ろ​う​と​思​い​ま​す。や​る​と​し​た​ら、国​の​同​意​か​何​か、何​ら​か​の​も​の​が​必​要​で​し​よ​う​ね。

竹​内​座​長 そ​う​で​す​ね。だ​か​ら、統​計​の​場​合​も​そ​う​で​す​ね。

大​橋​委​員 統​計​の​場​合​も​同​じ​で​す。

竹​内​座​長 逆​に​い​え​ば、今​度​新​しい​法​律​に​よ​れ​ば、地​方​公​共​団​体​は​引​き​受​け​な​い​い​う​こ​と​も​可​能​な​わ​け​で​す​ね、あ​る​場​合​に​は、受​託​を​拒​否​す​る​こ​と​も。

大​橋​委​員 今​は​法​定​受​託​事​務​に​な​っ​て​ま​す​か​ら、そ​れ​は​拒​否​す​る​わ​け​に​は​い​き​ま​せ​ん。

竹​内​座​長 今​は​ね。だ​け​れ​ど​も、そ​れ​は​ま​た​ネ​ゴ​シ​エー​シ​ョ​ン​の​余​地​が​ま​た​出​て​く​る​か​も​し​れ​な​い​で​す​ね。

江端部長 拒否できないです。

新村委員 委託もできないんですか。

江端部長 統計の全体の整合性を確保する点で、うちとの協議などの必要性は出てくるでしょう。

大橋委員 地方自治法では再委託はだめだとは書いてありませんけれども、理論的には勝手にやっていいというわけじゃないでしょうね。

新村委員 勝手にはいけないと思いますけれども。

大橋委員 だから、先ほど私が言いましたように、国との同意が必要でしょうね。

竹内座長 自分のところは自分のところでやるよりむしろ民間に委託した方がいいと思うから民間に委託するという場合には、地方公共団体自身でやるかもしれないし、場合によったら国の方が民間受託の関係をやるということもあり得るかもしれない。いずれにしても、それは協議の上ということ。

大橋委員 そうということですね、協議でということ。

飯島課長 現在は法定受託事務の場合ですと、地方自治体の方で調査員を任命するということがちゃんと統計法施行令、政令の方で書き込まれておりますので、今の法令のままでは恐らくできないと思います。

新村委員 公共サービス改革法案の地方の事務にはならないということですか、法定受託事務は。

飯島課長 地方の事務ですが、政令の見直し等は必要だと思います。

新村委員 逆にいうと、やろうと思うと何か変えなくちゃいけないということですか。

飯島課長 法律レベルではないですが、細かいところで変えるものもあります。

竹内座長 それでは、どうもその具体的な試験調査の話と結びつけて議論していただいた方がよさそうなので、資料3～5で、この2つのテストについて、その2つの調査の概要と、それをどういうふうに試験調査をやるかということについて、ご説明をいただきたいと思います。

飯島課長 資料3はこの研究会全体の今後の検討内容、スケジュールをとりあえず案としてまとめたものでございます。1ページ目は既に説明した内容と重複しますので、2ページ目をご覧ください。検討事項としては大きく1、2、3とあります。1はちょっと抽象的に民間開放検討に関する基本的考え方についてというふうに書いてございますけれども、今後検討を進めていく上で基本的にこういった点に留意していく必要があるかということをお委員の皆様のご意見をいただきながらいずれ必要があれば事務局の方でまとめていくような形にできればとい

うふうに考えております。

2が試験調査についてということで、内容的にはそこに書いてあるように幾つかありますが、まず個人企業経済調査に相当する試験調査、個人企業に関する経済調査という名前にしておりますけれども、これの企画と、それから結果の検証をこの研究会でしていただく。合わせまして、この個人企業に関しては試験調査とそれから本体の、今、毎月経常的にやっております調査、それぞれの客体を対象に意識調査的なものも実施をして、補完的なデータを得たいと思っております。また、(3)の科学技術研究調査、これも民間開放の検討を進めなければいけないわけですが、これは本体の科学技術研究調査の客体に対して事後的にアンケート調査を行うことで意識などを確認していきたいと思っております。(4)は、それ以外の指定統計調査も検討の俎上に上げていかないといけないということですので、上記2つ調査以外調査の客体あるいは一般の世帯、企業等に対する意識調査についても必要に応じて考えていく必要があるかと思っております。また、ヒアリング等とございますが、どのくらいの能力を持っているかということについて、実際の調査会社の実態を把握するなど、できるだけいろいろな方法で情報を集める必要があるかと思っております。

3が、一般的な統計調査関連業務の市場化テスト・民間開放についてということで、(1)がその18年度前半までに固めなければいけないということで、指定統計調査の民間開放に向けた計画、調査の周期・特性などに類型化した上で計画を策定していくこと。それから、(2)、(3)は個人企業、科学技術それぞれの具体的な課題対策を考えていくこと。(4)は、今もちょっと出ましたが、地方公共団体がやっている法定受託事務に関して検討をすること。(5)は、さらに広範にいろいろな試験調査のデータも踏まえながら、要件、制度設計をしていくというようなイメージで考えております。

3ページにスケジュールがございますけれども、前半は試験調査、意識調査に関してのいろいろな実施計画をご議論いただきまして、中盤、ちょっと黒丸で印をつけておりますのが一般的な統計調査業務の市場化テスト・民間開放についての検討事項でございますが、5回目以降ぐらいからそういった検討もしていただき、後半にはその試験調査、意識調査の結果も出てまいりますので、それも踏まえながらご検討いただくと、このようなスケジュールを考えております。

資料3は以上でございます。

竹内座長 今日科学技術研究調査までは議論していただかなくてもいいことだと思うんですね。ですから、資料4と5については、個人企業経済調査に関することだけご説明いただい

て議論をしていただければと思います。

飯島課長 では、資料4で簡単にまず個人企業経済調査の今の本体の調査の概要について、経済統計課長の千野の方から説明させていただきます。

千野課長 それでは、資料4を3枚くらいめくっていただきますと、個人企業経済調査の概要とございます。これは、四半期ごとに調査員調査で行っていますもので、調査の概要のところを見ていただきますと、動向調査票は四半期ごと、構造調査票は毎年年末現在ということでございまして、基本的には四半期ごとの調査で、年に1回詳細な調査票に記入してもらうということで、調査事業所は1年間継続して調査を受けていただき、四半期ごとに4分の1ずつ調査対象が入れ代わるローテーション・サンプリング方式で行っております。

調査対象はおおむね4,000くらいの事業所を対象にしておりますと、産業でいいますと、ここに書いてあるような産業ですが、具体的には町工場ですとか、お店屋さん、それから飲食店、そば屋さんとか、それから旅館です。サービス業といいますのは床屋さんですとかクリーニング屋さんといったようなものが具体的な対象です。

調査事項というところがございますが、動向調査票は毎四半期ごとに調査対象に配るもので、四半期ごとの営業状況を聞いております。右側に構造調査票とありますが、これは年に1回若干詳しいことを聞くもので、事業主の年齢ですとか、後継者がいるかないかですとか、多少込み入ったことを聞いてございます。

調査の流れというところですが、これは都道府県が法定受託事務として実施しているもので、総務省が都道府県に対して事務処理要領を提示しまして、都道府県はそれに沿って仕事をするものです。都道府県が調査員を設置いたしまして、調査員が基本的には四半期ごとに調査対象に調査票を配りまして、記入された調査票を回収して審査して都道府県に届け、それが総務省に戻ってくるというような形で実施しております。

1枚めくっていただきますと、細かいスケジュールがございまして、こんな形で実施しておりますが、上の段が都道府県が行う事務、下の段が調査員が行う事務ということで。イメージのために、調査員が行う事務のところを見ていただきますと、左側から、まず調査員説明会に出席していただきまして、ここでどんな仕事をするのかという説明を受ける。次に、事業所の实地確認ということで、事業所名簿を見まして、その名簿に書いてあるところに調査に行くわけですが、事業所が移転していたり廃業していたりすることもありますので、それを实地に確認していただく。その後2段ぐらい下に調査協力依頼とございますが、調査票を配付する、記入していただく。四半期が終わったところでそれを回収いたしまして、審査するということ

が概ねの事務でございます。

ご参考までにその次のところに四半期ごとに配付しております調査票のコピーがあると思いますが、このようなことを調査しております。

以上です。

飯島課長 引き続きまして、資料5で試験調査の概要ペーパーをつけてございます。資料5のまず1ページ目をご覧くださいますと、この試験調査の目的のところに書いてございますが、調査を実施する主体が都道府県でなくて民間が行った場合にどのような相違が出てくるかと、そこを明らかにしようということで企画をしているもので、調査の内容自体は今の本体の調査と全く同じ内容で、調査の方法も基本的には同じ方法で実施をしたいというふうに考えております。都道府県に委託している事務、これをそのまま民間に包括的に委託した場合にどうなるか、これをテストしたいという考え方で企画しております。

2ページ目を先にご覧いただきたいのですが、調査の期間というところに書いてございますが、四半期ごとの調査ですが、7月から9月の四半期と、10月から12月の四半期、この四半期を2つ連続で同一の客体に協力してもらいまして、この結果を本体調査の7月から9月スタート分の客体の結果と突き合わせて比較をしようというふうに考えております。

そういう観点で、1ページ目に戻りますが、2の(1)の参考というところがございますが、試験調査A、全国調査を1社に委託するタイプにつきましては、本体調査では四半期ごとに4分の1ずつ標本が変わりますけれども、その7-9期からスタートする標本数と同じということで約1,000の事業所を調査対象にしたいというふうに考えております。

もう1つが試験調査Bというタイプで、これは二、三の県を対象に行いまして、これについては各県ごとのサンプルはもう少し増やして、ちょっとまだ数の方は検討中ですがけれども、各県ごとに1社ずつ民間委託をするもの。これにつきましては、何かトラブルがあった場合あるいは強い調査拒否があった場合等について、都道府県の協力をその都度得ながら実施をして、どのような相違が出るかと、これをもう1つの確認のポイントとして考えております。

調査事項はそういうことで本体調査と全く同じですので省略をさせていただきます。

3ページ、4ページが調査票ですが、これも基本的には本体の調査と同じですがけれども、左上のところに民間会社の名称、連絡先等が入る点が違ってくるところでございます。

5ページのスケジュールをご覧くださいますと、ちょっと大分スケジュールが詰まってきておりまして、7月からの調査をスタートさせるためには、下の方の調査員が行う事務ということもございますが、調査員が事業所の現地確認を6月に入ってから間もなくスタートしなけ

ればいけない。さらにそのためには、受託者の方の準備を考えますと、5月の半ばには受託者を決定しなければいけなくて、その辺の入札のスケジュールを考えますと、もうすぐに入札の手続を進めなければいけないというような状況にございまして、その点をご理解いただければと思っております。

入札の仕様書が6ページ以降でございます。これも大分詳細に書いてございますけれども、7ページの3番に、受託者が行う業務をそれぞれ書いております。ちょっと先ほどございましたが、(1)で調査用品の作成、ここからスタートしてもらいます。この内容につきましては、あらかじめ私どもの方の本体調査の実施、事務要領、調査の手引等を提示しまして、それを参考に作ってもらいます。調査票だけはOCR様式のため、作成に手間がかかりますので、統計局で支給をするという形をとっております。次に、統計調査員の設置が(2)にあります。試験調査Aの場合ですと合計調査員49名、49地域で調査をする形になります。適格要件等はそこに書いてございます。

それから、順次調査員の指導の業務等いろいろございますが、あとはちょっと個別の業務は省略をさせていただきます。11ページをご覧くださいますと、事業者が調査票を提出する期限、これは7-9月期のものは10月31日、10-12月の四半期の分は1月31日を提出期限としております。調査関係書類の管理等について(12)でいろいろ規定してございます。また、安全確保に関する指導は(13)にあります。(14)として、その他の指導ということで、調査員に対して調査上知り得た秘密は厳重に保護すること等指導すべき内容を書いてございます。

それから、12ページの4番のところから調査員が行う業務ということで、またこれも個別にいろいろ書いてありますが、これもちょっと細かい手続になりますのでここでは省略させていただきます。

14ページをご覧くださいますと、業務委託に当たっての条件ということで一般的な留意点をいろいろ書いてございます。先ほどもありましたが、アのところ、本業務を再委託することは認めない。それから、イとしては、調査対象事業所の確保、調査事業所からの調査票の回収、これは100%を目標にすると、必要に応じて督促などを行って未回収の調査票を極力少なくするように努めるというようなことが書かれております。また、ウとして秘密の保持に十分配慮しなければならない。エのところ、調査によって得られた情報の最終的な所有権・管理権は統計局にあって、調査終了後はすべての情報を消去して統計局に報告をするというような規定もつけてございます。

その他、15ページの8番のところですが、統計局は必要に応じて調査業務の実施状況をいろ

いろな形で確認をとったり、あるいは事後的にアンケート、ヒアリングを実施するといったことも書いてあります。

15 ページの一番最後にありますが、試験調査Bの仕様書はほとんど同じですが、1つだけ、都道府県の支援についても記述することにしてあります。先ほど申しましたが、何か問題が起きたときに都道府県に支援をしていただきます。都道府県が自ら入札行為を行うのはちょっとこれからの準備ということでは難しいので、こういう形で、実施をする上で都道府県が絡む形でテストをしたいというふうに考えております。

最後のページに試験調査と本調査との比較検証のポイントとございますが、この辺はまた次回以降十分にご議論いただければよろしいかと思っております。

私からの説明は以上でございます。仕様書の中身につきましては、できましたらこの研究会で固める形で、ご意見等ありましたらいただければと思います。

新村委員 1つ質問していいですか。私が思ったのは、こういう形で先ほどの法定受託事務が入っているような調査について、この試験調査を国の事業としてやって、例えばこれが非常にうまくいきましたと、では、この方式で法定受託の義務が、解消されるということでもいいのかどうか。そこについての議論がいらぬのかなとすごく思ったんですね。来年度、国と地方との関係が個人企業に関する経済調査については切れちゃうわけですよね。それで本当にいいというふうに統計局の方ではご決断なさったのかな、そういう資料なのかと思って、そこに懸念を感じておりました、申しわけないんですが、さっきからちょっとしつこく同じようなことを申しました。

衛藤局長 竹内先生からもありましたけれども、この試験調査の有効性と言いましょうか、試験調査で何をどこまで検証できたのかといった、試験調査能力というものはちゃんと把握する必要はあると思います。その上で、19年度以降、どこまで拡大するのか、応用能力があったのかということは、その次の段階での話だと、このように我々は理解しております。

飯島課長 先ほどの資料2の2ページのところの法案として統計調査についてというところでもご説明しましたけれども、先生ご指摘のように、2の(2)のように、国の事務に位置づけ直した場合にどういう課題というか留意点があるかということ、やはり大きいのは受け皿となる民間事業者が今後確実に継続的に存在するかどうか、その確認をどうするかということで、そこら辺の確認が得られるというのがやはり前提条件だというふうには考えております。

新村委員 でも、それは将来のことだから、やりますといわれたからといって、実際にできるかどうかというのはわからないですね。

大橋委員 新村先生がおっしゃったことは、今度の試験調査においての1つのチェックすべき課題なんで、本当に民間にやらせて地方を外すことがいいのかどうかというのも、今回やる試験調査の目的の1つになるわけです。そこで検討されたらどうでしょうかね。

新村委員 ただ、それはこの結果と違う軸での議論だと思うんですね。この結果自体が大変に非常によいものとなる可能性はこのぐらいのサンプルだったらあると思うんですね。

大橋委員 少なくともそうだと思います。これぐらいのサンプルでこれほどの入札仕様書で明確に書いてありますから、民にやらせたから、おかしいという結果は出てこないと思うんです。

新村委員 そのときどう考えるかということ。

大橋委員 だから、そのときにさらにもう1つのチェックポイントとして、今、先生がおっしゃったようなことも合わせてこれからまさにこの試験調査の検証事業、検証時点で考えていくことだろうと僕は思うんですね。

新村委員 だから、その部分は何か検証するテストができないかというのが私のさっきからの主張なんですよ。この試験調査だけではできない。

飯島課長 何らかの形で意識調査、客体に対して事後的にアンケートをすることは考えられます。

舟岡委員 これは2期連続ですね。1期において、当初考えていたよりも大変な調査だったからもうやりたくないという調査会社があったら、それは認めるのですか。

竹内座長 それは契約違反でしょう。

舟岡委員 それを認められるようにするのはまずいですか。

竹内座長 それはやはり契約というのは2期をやるということを前提で契約するじゃないですか。

舟岡委員 そうすると、業務内容とコストの関係については意識の上から探るしかないのでしょうか。当初の想定費用以上にコストがかかった、つまり、求められる品質を達成するためには予想以上の費用がかかったかどうかは後ほどチェックするのですか。

竹内座長 それは引き受けた企業に聞くよりしょうがないでしょう。

舟岡委員 当初の設定だけに依存したとき、評価の情報としては十分ではないですね。だから、価格情報については評価の対象として入札価格だけでいいのか疑問です。もちろん統計調査員の資質に絡む品質についてチェックすることを一方において行いますが、価格については入札価格だけでなく、事後的に、幾らぐらいだったら入札することが適切と思うかを探る必

要があるのではないかと思います。

土屋委員 事後のヒアリングに関して、目的が質の維持向上と経費の削減と2つございまして、この資料5の一番最後の比較検証のポイントは質の維持がきちんとできているかの観点ですけれども、経費を本当に削減できているのかという、それも必要だと思うんです。

また、経費といったときには、入札価格だけじゃなくて、そもそも民間開放することに伴う、例えば監督をしなきゃいけないとか、その前の厳密な仕様書をつくらなきゃいけないとか、本当は民間開放するとそういったところまでコストがかかってくるわけですね。その分と、それから実際の調査を行った費用の両方が合わさって本当の経費になるわけです。それと、そもそも全部官でやっているときの経費とどちらがよいかということも見ていかなければいけない。

竹内座長 それで、もう1つ伺いたいんですが、調査員というのを選定するときに、厳にいろいろ国の調査をやっている調査員というのが地方にいるわけですね。そういう人たちをこういう事業所に紹介するんですか、しないんですか。つまり、全国に49名の調査員を散らせて、しかも信頼性のできる調査員を集めるというのは短時間では非常に難しいと思うんです。これ見ていると4月のうちに業者を決めて4月のうちに調査員を集めると思えるが。

舟岡委員 それは民間調査会社がどれだけの能力を持っているか、問われる能力の1つでしょう。

竹内座長 能力の1つだから、協力するのかもしれないのか。

舟岡委員 それはしないんでしょう。

竹内座長 しないんでしょうね。

舟岡委員 だろうと思いますね。そうじゃないと、本来の能力をはかることができませんから。

竹内座長 できませんね。だから、それはしないということですね。

新村委員 全国にそういうのをお持ちのところが応札してくるということですよ。

竹内座長 そうすると、逆にいえば、僕はその調査員に対する説明会のやり方とか何とかいうことについて全部細かく決めちゃう必要があるのかなという気もするんですよ。

つまり、これは国が今までやっている都道府県を通じてやっている調査の仕方のときの調査員の仕方のあり方や何かを前提にしてこういう仕様が全部出ているわけでしょう。全部細かく決めちゃうというのは、それこそ箸の上げ下ろしまで全部決めているような感じがします。ちゃんとした結果さえ得られれば、そこは民間に任せてもいいんじゃないかという気もするんです。だから、調査員に対する手引とか、調査協力依頼のハガキとか、そういうもの文面まで全

部決めて渡すようなことはやらない方がいいんじゃないかというような気もするんですよ。ですから、この業務予定が余り細かく事前に決まっているというのもちょっとどうかな。つまり、最終のデッドラインが決まっていればいいのではないかな。

舟岡委員 試験調査Bについては県の指導のもとでテストを実施すると、県によって違った品質が生じかねない、そのことを検証しようという意図ですね。それならば、2期継続する必要があるのかどうかを再検討すべきではないですか。先ほど言いましたが、Bについては1期終わった段階、あるいは終わりつつある段階で既に落札した業者に対して幾らだったら引き続き2期目の調査を継続して引き受けるかをヒアリングしたり、改めて再入札したりするといった手続きがあってもいいのではないかと思います。

要するに、経験をもとにした上での入札価格と事前に十分な情報がない下での入札価格は違っていて、継続して民間委託が可能であるかを知るためには、十分な情報をもとにしたとき、どれだけの価格で統計調査が実施されるかをとらえたいはずだと思います。

大橋委員 竹内先生がおっしゃった、入札仕様書に微に入り細にわたり書いてあることはいかがかというご趣旨のご質問だと思うんですが、私もそこは悩んで、民間委託するということは民間の創意工夫を發揮してもらおうということですから、できるだけ自由度を高めておく必要がある。そのことによって余り微に入り細にわたり決めないで、民間の自主性というかそういうものを余地を残していくということが大事だろうと思うんだけど、ただ、今回の民間委託というのは、ある意味では最初のケースでございますので、少なくともこの入札仕様書に書いてあるぐらいは書いてもいいかなという感じがしております。順次これから民間の調査機関の方が力をつけてきて、もうそういう必要性がなくなった段階ではこれほど微に入り細にわたる仕様書は必要ないと思いますけれども、最初の第1回ですからこれぐらいはやっていた方が、引き受ける民間の受託機関もいいのかなということで、私はこの入札仕様書については基本的に賛成なんです。

竹内座長 いや、おっしゃるとおりだと思うんですね。ですから、仕様書でこれやってくださいとあって、後でこの中でこれが非常にやりにくいと思うことがあったかということはむしろ後で聞いてもいいですね。こういうことがあったかなど。

大橋委員 はい、そうでございますね。

竹内座長 それから、もう一つ、ちょっとこれはあれですけども、さっきのところ、14ページのEというところに調査によって得られた標本の最終的な所有権・管理権は統計局にあり、調査終了後はすべて情報を消去し、統計局に報告するとあります。これは、かなり大事な

ことだと私は思ったんですね。というのは、実は参考資料の「統計調査の民間委託に係るガイドライン」の中には、調査員の管理体制というようなところの中で、記録の管理は委託先がして、それは廃棄するときには報告することなんて書いてあるんですが、私はそれはおかしいので、データそのものの管理は受託者がすべきじゃないと思うんですね。つまり、統計表を作成するためだけの期間においてだけそのデータを持っているべきであって、それが済んだら速やかにそれは、その調査票が1つしかなければ調査票は返却すること、あるいは焼却すること。もしそのコピーがあったらそのコピーは廃棄することということにしておかなければいけないと私は思うので、この仕様書のこの項目には賛成です。そうでないとデータを後で利用することを目標に安く入札して、後で使うという危険性がありますから。漏らしていけないということとは違うんですね。他人に漏らさなくても自分で使っちゃうことができますからね。自分で使ったことを、使っちゃった後でなかなかチェックするのは難しいです。ですから、ここは重要だと思って、これは入っていることに賛成です。

あと、非常に細かすぎるんじゃないかという議論についていえば、今のところ第1回はなるべく細かくしておいたらということでした。ただ、これについては、受託した事業者の方の意見もいろいろ聞いてみた方がいいだろうと私は思います。

何か、特にこの個人企業に関する経済調査であるがゆえの問題点って何かないですかね。

舟岡委員 ここまで微に入り細にわたりの仕様だと、品質等で比較して何か明確な違いが出てくるのでしょうかね。むしろこれだけ細かに指示されるなら、コスト面を評価することになるのでしょうか。私は比較検証しても質の面の評価については難しいのではないかと思います。

竹内座長 つまり、質はほとんど同じになると決まっていると、全く同じであるとはいわないまでもね。

舟岡委員 質の違いが出てきたとしたとき、片や指定統計調査で片や承認統計の違いではないかといわれたときに、どうにも区別の仕様がないですね。それは実施主体が違っているからではなく、調査の性格が違うだけだということになりかねないですね。

新村委員 そういう結果は期待しないんですか、先生。

竹内座長 僕もそれにちょっと近い部分もあるんだけど、考え方からすれば、例えば調査票はもちろん決めた方がいいですね。こういう調査票でやってほしいということと、それから、サンプルのサイズとかその他全部決めてもちろんサンプルも決めて、あとは自由にやってくださいとして。それで、何月何日までにこういう結果が出るということ、あとは向こ

うに任せるというやり方もあり得るわけですね。その辺はどうなのでしょうかね。

舟岡委員 だから、先ほど土屋さんがおっしゃったように、入札仕様書そのものを入札させるという手がありますね。入札仕様書の作成はかなりコストがかかると思います。これから統計調査の民間開放を検討する際、そのたびに入札仕様書を一からつくり上げていったら大変なコストがかかります。その作成自体どれぐらいの費用がかかるかをちゃんと把握しておくことは意味があるのではないかと思います。

飯島課長 今回はこの入札が価格競争の入札になるものですから、仕様書にこの辺の詳細な条件をつけないでやると、結局コストダウンした事業者に落とされて……。

舟岡委員 入札仕様書そのものを評価するような第三者機関の類を設置して、そこが入札仕様書として備えるべき要件をチェックする体制の下、適正な入札書を提出し、その作成した入札仕様書に従って試験調査を行う。適切な手順だとそこまでいくのではないかと思うのですが。

飯島課長 先生ご指摘のようなやり方は十分考えられると思うんですけども、本番で実行に移す場合は、そういうこともきちんと考えて、総合評価方式で入札を行う必要があるかなと思っております。

大橋委員 舟岡先生おっしゃるように、この入札仕様書そのものも入札にかければ良いという考えもあるかもしれないけれども、まあ、原理的にいえば、発注者である統計局が入札仕様書をつくって示すというのが、筋じゃないんでしょうかね。

田口課長 あともう1つ、今回の試験調査の一番のポイントといいますが、これが調査の実施者が官であるか民であるかによってどれだけ違いが出てくるかということを見たいということがございまして。その調査のやり方が違ってくると、結果の違いが実施主体の問題なのか調査のやり方の問題なのかというところが見えなくなるので、そういう部分はなるべくそろえておいて、実施主体の違いによってどれだけ違ってくるかということを見たいということがあります。

竹内座長 その実施主体が官であるとするか民であるかによってレスポンスがどう違うかということですね。

田口課長 そうですね。やり方についてはなるべくそろえた方が比較がしやすい。

舟岡委員 でも、民が受けたものであっても、総務省統計局の調査であると、調査対象者には言いますね。

田口課長 統計局の調査を何々会社が受けたと、こういうやり方になりますね。

舟岡委員 そこまで言わないと思います。

田口課長 あと、民間の受ける能力ですね。

竹内座長 その能力というのがやはり本当に微に入り細をうがってまるで1つ1つ箸の上げ下ろしまで指示したのでは本当の能力を測ったことにならないのではないかという面もあると思います。そのとおりやれるという能力なら、測れるでしょうが。

新村委員 でも、それでいい結果が得られて、しかもコストが官で一応計算したコストよりも安くできれば、市場化できるということですよ。だから、それはそれでいい結果だと思うんですね。ただ、そのときにさっき言ったようなもうちょっと前の議論をきちっとしておかないと、当然内閣府の方はこれは絶対に安く同じ結果が出ましたねという話になります。私も同じ結果で安くできたらそっちの方がいいと思いますから、それでいいんだと思うんですね。ただ、その前につぶしておくことがいっぱいありそうな気がしたというのがさっきの議論でございまして。だから、これ自体はいいんじゃないですか。

竹内座長 そもそも予定価格というのを一応計算するわけでしょう。

飯島課長 はい、そうです。

竹内座長 それはどうやって計算するんですか。

飯島課長 今の本体調査の予算の方から、それにある程度の人件費も入れた形ですね。

竹内座長 本体予算、いわゆる調査費から人件費をある程度足した形でやるということか。

大橋委員 先生、非常に技術的な話で申しわけないんですけども、その本体調査が幾らかかるかというのが市場化テストにおいて非常に重要なわけですね。官と民とで競争するわけですから、官が例えば100万円かかる、民の方が入札価格は95万円だったとすると、当然のことながら単純に言えば民の方が安いんですけども、問題は、技術的に難しいのは、この100万というのをどういうふうに把握するかということですね。例えば今度の経済調査の価格、コストというのはなんぼやというときに、統計局長の人件費など、どこまでを入れ込むのかということかなり難しい問題はあるわけですね。これは技術的な話ですから、本質的な問題ではないのかもしれないけれども、こういうのも難しさがあるということです。

竹内座長 それは本質的な問題じゃないんだけど、しかし、それはちょっと一人歩きする危険性がありますからね、こちらの方が高いとか安いとか。

新村委員 私は本質的な問題だと思います。今の日本の予算制度のものすごく大きい欠陥だと思っているんですよ。このプロジェクトに幾らお金がかかったというのがわからないので政策評価できないんですよ。コストが幾らかかっているかがわからないからベネフィットが幾らあっていくら試算したってわからないわけですよ。

大橋委員 新村さん、現行の予算制度でいえば、今回対象となる個人企業経済調査というくくりで予算をいただいているんでしょう。ただし、統計局長の給料なんかは入っていません。

新村委員 だから、人件費はほとんど入ってないじゃないですか。

大橋委員 人件費は入っています。調査員手当も。

新村委員 いや、調査員手当じゃなくて。

竹内座長 都道府県がするときには都道府県の統計職員の人件費も入っているのではないですか。

舟岡委員 市場化テストの評価できる点は、経費が明確になることだと思います。

竹内座長 明確になるというときに、比較の対象の方は明確になってないわけですよ、明確になりますか。

新村委員 明確にしなくちゃいけない。

竹内座長 だから、それをどうするか。

舟岡委員 なかなか難しいですけれどもね。

竹内座長 難しい。だから、その初めに予定価格を決めるときに、まだ官の方もちょっと明確にならないですから。

舟岡委員 それで早急にやるべきことですが、私は先ほど櫻井さんにお伺いしながら意見を述べたのですが、統計調査の内容によって、例えば客体数とか調査内容によって引き受けられる調査機関とそうでない機関を区別できるような、何らかの形で認証するというかチェックするような第三者機関を置いた方が良いのではないですかね。その審査をクリアした調査機関が入札対象者だとする、それは本番に則したような形になりますが、やや時間がなくても実行した方が良いと思います。

竹内座長 試験調査の前は無理で、私が思うに、試験調査にどういう機関が応募してきたかということを見て、それからどういう基準がつかれるかということをやるとよりしょうがないと思うんです。

舟岡委員 そうしたら、応募してきた機関が資格要件を満たしているかどうかについて判断する、資格要件については非常にわかりやすい形で明確にしておく必要があるでしょうね。

竹内座長 いや、資格要件は初めは簡単な言葉でしかいえないと思いますよ。

舟岡委員 チェックするときですよ。

竹内座長 チェックするときはやはり実際に応募しているときにそれぞれの調査会社が内容を大体知ってて判断するよりしょうがないと思いますね。試験調査のときには、外形基準では

無理だと思いますよ。

舟岡委員 それをチェックするのはどこですか。

新村委員 発注者。

舟岡委員 発注者だったらフェアじゃないでしょう。

新村委員 いや、普通は発注者。

竹内座長 試験調査のときは完全にフェアにできないですよ。それは発注者側がどういうところができるかなということを考えながらやるよりしょうがないと思いますね。

舟岡委員 それで大丈夫なんですか。

新村委員 いや、普通の役所の委託調査はみんなそうですよね。

竹内座長 そうです。

舟岡委員 いや、そうじゃなくて、枠組みを決める調査ですからね。

竹内座長 いや、調査に基づいて枠組みを決めていくよりしょうがないんじゃない。

大橋委員 その落札が決まった後は、この研究会に、こういうところをお願いすることになりましたというご報告が何かあるんでしょう。

衛藤局長 そうですね。

新村委員 それはどういう基準で選ばれたとかそういう話もですか。価格が一番安かったところが今回は落札するのですか。

飯島課長 はい、そうです。

竹内座長 じゃあ、それだと本当にできるかどうかについての審査はやらない。

舟岡委員 やらないんですか。

大橋委員 その辺は必要な情報はいただく形にはなります。

竹内座長 ちゃんとやはりそれは一応チェックをするわけでしょう。

大橋委員 それは入札仕様書に書いてある適格条件ということで見ると。適格条件で合っているかどうかというチェックをすると思います。

竹内座長 これは統計局側でチェックをするということ。

大分時間がたっているようなので申しわけないんですが、今日は今のような議論をしていただいたこととして、何か決めていただくことがありますか。

飯島課長 仕様書のところはとりあえずこれで進めさせていただければと思います。

竹内座長 特に大きなご異議はなかったと思います。

では、今日の議題そのものの方は終わりにしまして。皆さんのご意見は論点を整理してさ

らに次の議論につなげていくようお願いしたいと思います。

それで、今、委員5名でスタートしているんですが、状況においてもう少し委員を増やす、加わっていただくということがあるかと思います。大勢ならいいというわけでもないですけども、もうちょっとお願いしたい方もないわけではないという気がしますので、そういうことがあるかと思います。

それから、また統計調査の実査の現場に係る関係者の方のご意見を伺うということも必要だと思いますので、都道府県の担当者の方などにオブザーバーとして出席をお願いしたいと考えています。試験調査が実際に行われた後では場合によっては試験調査を実際にやられた業者の方にも来ていただいて感想をいろいろ伺うということもあってもいいんじゃないかと思いますが、それは事後の話ですね。そういうようなことで適宜オブザーバーの参加をお願いするということもあり得るのではないかということです。

皆さんのご了解を得られればそういう形で調整していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

では、次回の日程の調整等ですが、それについて事務局からお願いします。

飯島課長 2回目の開催、4月に予定しておりまして、できるだけ皆様方のご日程の合う日にちを選定させていただきたいと思います。また後ほど個別にご相談させていただきます。

竹内座長 では、今日はそれでよろしいですか。どうも予定より時間を超過しまして申し訳ありませんでした。これからもよろしくお願ひいたします。